

八峰町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定

令和8年5月改訂

秋田県山本郡八峰町

目 次

第1 基本的な事項	1
(1) 八峰町の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	2
1) 人口等の動向	2
2) これまでの対策	2
3) 現在の課題と今後の見通し	4
①人口減少と少子高齢化	4
②地場産業の振興と雇用の創出	5
ウ 社会経済的発展の方向の概要	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
ア 人口の推移と動向	6
イ 産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	11
ア 行政の状況	11
イ 財政の状況	11
ウ 施設整備水準等の現況と動向	15
(4) 地域の持続的発展の基本方針	19
ア これまでの過疎対策に対する基本的認識	19
イ 持続的発展に向けた地域の将来像と基本的施策	19
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	20
ア 人口に関する目標	20
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	21
(7) 計画期間	21
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	21
第2 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	22
(1) 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成の方針	22
(2) 地域間交流の促進	22
(3) 人材育成	22
1 現況と問題点	22
2 その対策	23

(1) 町営住宅の管理	23
(2) 良好な住宅環境の維持	23
(3) 定住・移住対策	23
(4) 公園・緑地の整備	23
3 事業計画	23
4 公共施設等総合管理計画との整合	24
第3 産業の振興	25
(1) 産業振興の方針	25
(2) 農林水産業の振興	25
ア 農業の振興	25
イ 林業の振興	26
ウ 水産業の振興	26
(3) 地場産業の振興	26
(4) 企業の誘致対策	26
(5) 起業の促進	26
(6) 商業の振興	27
(7) 観光又はレクリエーション	27
1 現況と問題点	27
(1) 農林水産業の振興	
ア 農業の振興	27
イ 林業の振興	28
ウ 水産業の振興	29
(2) 地場産業の振興	29
(3) 企業の誘致対策	30
(4) 起業の促進	30
(5) 商業の振興	30
(6) 観光又はレクリエーション	30
2 その対策	
(1) 農林水産業の振興	31
ア 農業の振興	31
イ 林業の振興	32

ウ 水産業の振興	3 2
(2) 地場産業の振興	3 2
(3) 企業の誘致対策	3 3
(4) 起業の促進	3 3
(5) 商業の振興	3 3
(6) 観光又はレクリエーション	3 3
(7) 産業振興の促進を図るための対策	3 3
(8) 他市町村との連携	3 4
3 事業計画	3 5
4 産業振興促進事項	3 7
5 公共施設等総合管理計画との整合	3 8
第4 地域における情報化	3 9
(1) 地域における情報化の方針	3 9
1 現況と問題点	3 9
2 その対策	3 9
(1) 情報基盤の整備	3 9
(2) 高度情報化に関する知識の普及	4 0
3 事業計画	4 0
4 公共施設等総合管理計画との整合	4 1
第5 交通施設の整備・交通手段の確保	4 2
(1) 交通施設の整備の方針	4 2
(2) 町道の整備	4 2
(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	4 2
ア 農道の整備の方針	4 2
イ 林道の整備の方針	4 2
ウ 漁港関連道の整備の方針	4 2
(4) 交通確保対策	4 3

(5) 電気通信施設の整備	4 3
(6) 情報化の推進	4 3
(7) 地域間交流の促進	4 3
1 現況と問題点	4 4
(1) 町道の整備	4 4
(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備	4 4
ア 農道の整備	4 4
イ 林道の整備	4 5
ウ 漁港関連道の整備	4 5
(3) 交通確保対策	4 5
(4) 電気通信施設の整備	4 5
(5) 情報化の推進	4 5
(6) 地域間交流の促進	4 6
2 その対策	4 6
(1) 市町村道の整備	4 6
(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備	4 6
ア 農道の整備	4 6
イ 林道の整備	4 6
ウ 漁港関連道の整備	4 7
(3) 交通確保対策	4 7
(4) 電気通信施設の整備	4 7
(5) 情報化の推進	4 7
(6) 地域間交流の促進	4 7
3 事業計画	4 8
4 公共施設等総合管理計画との整合	5 3
第6 生活環境の整備	5 4
(1) 生活環境の整備の方針	5 4
(2) 簡易水道、下水道処理施設等の整備	5 4
(3) 消防・救急施設の整備	5 4
(4) 環境衛生の整備	5 4
(5) 公営住宅の整備	5 4

(6) 空き家の適正管理と有効活用	5 4
(7) 定住・移住	5 4
(8) 公共施設等の管理	5 5
1 現況と問題点	5 5
(1) 簡易水道、下水道処理施設等の整備	5 5
(2) 消防・救急施設の整備	5 5
(3) 環境衛生の整備	5 6
(4) 公営住宅の整備	5 6
(5) 空き家の適正管理と有効活用	5 6
(6) 定住・移住	5 6
(7) 公共施設等の管理	5 7
2 その対策	5 7
(1) 簡易水道、下水道処理施設等の整備	5 7
(2) 消防・救急施設の整備	5 7
(3) 環境衛生の整備	5 7
(4) 公営住宅の整備	5 8
(5) 空き家の適正管理と有効活用	5 8
(6) 定住・移住	5 8
(7) 公共施設等の管理	5 8
3 事業計画	5 8
4 公共施設等総合管理計画との整合	6 2
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	6 3
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	6 3
(2) 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	6 3
1 現況と問題点	6 3
(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	6 3
(2) 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	6 4

2	その対策	6 4
	(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	6 4
	(2) 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	6 5
3	事業計画	6 8
4	公共施設等総合管理計画との整合	6 9
第8	医療の確保	7 0
	(1) 医療の確保の方針	7 0
1	現況と問題点	7 0
	(1) 医療の確保	7 0
2	その対策	7 0
	(1) 医療の確保	7 0
3	事業計画	7 1
4	公共施設等総合管理計画との整合	7 1
第9	教育の振興	7 2
	(1) 教育の振興の方針	7 2
	(2) 公立小中学校の整備等教育施設・環境等の整備	7 2
	(3) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	7 2
1	現況と問題点	7 2
	(1) 公立小中学校の整備等教育施設・環境等の整備	7 2
	(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	7 3
2	その対策	7 4
	(1) 公立小中学校の整備等教育施設・環境等の整備	7 4
	(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	7 4
3	事業計画	7 5

4	公共施設等総合管理計画との整合	78
第10	集落の整備	79
	(1) 集落整備の方針	79
	(2) 集落の再編整備	79
1	現況と問題点	79
	(1) 集落の再編整備	79
2	その対策	80
	(1) 集落の再編整備	80
3	事業計画	80
4	公共施設等総合管理計画等との整合	80
第11	地域文化の振興等	81
	(1) 地域文化の振興方針	81
	(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等	81
1	現況と問題点	81
	(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等	81
2	その対策	81
	(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等	81
3	事業計画	82
4	公共施設等総合管理計画等との整合	82
第12	再生可能エネルギーの利用の推進	83
	(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	83
1	現況と問題点	83

2	その対策	8 3
	(1) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入	8 3
	(2) エネルギーの地産地消の推進	8 3
3	事業計画	8 3
4	公共施設等総合管理計画等との整合	8 3
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	8 4
	(1) 持続的発展の方針	8 4
	(2) 広域連携の方針	8 4
	(3) 人材育成の方針	8 4
	(4) 自然エネルギー導入の方針	8 4
1	現況と問題点	8 4
	(1) 広域連携	8 4
	(2) 人材育成	8 4
	(3) 自然エネルギー導入	8 4
2	その対策	8 5
	(1) 広域連携	8 5
	(2) 人材育成	8 5
	(3) 自然エネルギー導入	8 5
3	事業計画	8 5
4	公共施設等総合管理計画等との整合	8 5
事業計画	過疎地域持続的発展特別事業分（令和8年度～令和12年度）	8 6

第1 基本的な事項

(1) 八峰町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

八峰町は平成18年3月27日に旧八森町と旧峰浜村の合併により誕生しました。両町村は古くから人と人が行き交い、日常生活はもとより文化や産業等を通じた交流の中から共通の郷土意識を培ってきました。

本町は、日本海沿いの秋田県最北端に位置し、北は須郷岬からのびる尾根を県境として青森県西津軽郡深浦町と接し、東は世界自然遺産「白神山地」を背に、南は能代山本地域の商業・経済・文化等の中核都市である能代市と接しています。白神山地を源とする埴川、竹生川、水沢川、泊川、真瀬川、小入川などの清流が町土を潤し日本海に注ぎ込む山・川・海の自然景観に恵まれた町です。

本町の総面積は234.14km²で白神山地の山々が日本海に迫り、平坦地が少なく農地は8%程度で、80%近くが森林で占められています。約24kmにおよぶ海岸線は、砂地（南部）と岩礁（北部）に覆われ、起伏に富んだ海岸美は秋田県立自然公園「八森岩館」に指定されているほか、太古の昔から息づき白神山地の象徴となっているブナの茂る山岳地域が、平成16年8月に秋田県立自然公園「秋田白神」に指定されています。

交通は町を南北に縦断する国道101号とこれに並行して走るJR五能線が幹線となり、それを軸に県道・町道等が整備され、その一部は「秋田自動車道」、「大館能代空港」及び「東北自動車道」などへのアクセスとなっています。

気候は四季の移り変わりが明瞭で、春から秋にかけては台風の襲来や豪雨などの自然災害も少なく比較的安定しています。一方、冬期間は気温が零度以下になる日も多く低温で日本海特有の強い北西の季節風が吹き、積雪は平野部で50cm前後、山間部では1m以上になるなど典型的な日本海側気候となります。

本町の産業は、古くは農林水産業や鉱業を中心としていましたが、鉱山資源の枯渇のほか、社会環境や経済情勢の変遷により、大きくその構造を変化させてきました。また、近年では経済不況による雇用の場の減少や、少子高齢化と人口流出による就業者不足など、地域経済や雇用環境に多くの問題を抱えており、町ではそれらの解決に向けて、地域の特性を活かした産業の振興や6次産業化の推進に努めてきました。

このような経過の中で、本町の就業構造は、昭和35年に67.7%を占めていた第一次産業就業人口比率は大きく後退し、第二次及び第三次産業を主体とするものに移行してきました。その構成は、令和2年で第一次産業が19.7%（昭和35年67.7%）、第二次産業が24.1%（昭和35年16.5%）、第三次産業が54.3%（昭和35年15.8%）と大きく変貌しています。

イ 過疎の状況

1) 人口等の動向

本町の人口の推移については、旧八森町は昭和22年の8,897人をピークに、旧峰浜村は昭和30年の8,613人をピークに人口減少が続いています。時代の変化や社会・経済情勢の変遷とともに、鉱業企業の撤退、各種製造業の減少、農林漁業の低迷など産業・就業基盤の動向によって大きく変化してきました。

平成12年国勢調査では旧町村合わせて9,698人と1万人を割り、令和2年国勢調査では6,577人まで減少しました。平成27年から令和2年までの5年間で732人が減少し、減少率で10.0%に達しています。

とりわけ地域活力の担い手である若年層の流出が激しく、昭和35年に21.4%を占めていた若年者比率（15歳から29歳）は、令和2年には7.3%まで激減しています。若者の減少は出生数にも大きく影響し、過疎化に一層の拍車をかける極めて深刻な状況にあります。また、令和7年7月時点での高齢化率（65歳以上）は、53.7%と秋田県の高齢化率40.3%を大きく上回っています。

2) これまでの対策

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、合併前の旧町村においては、国・県の振興方針との整合性を図りながら様々な施策に取り組んできました。また、平成22年に策定した八峰町過疎地域自立促進計画においては、「豊かな自然と共生するまち」など6つの施策目標を掲げ、町民と行政の協働のもと「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」の実現を目指し、諸施策を推進してきました。

農業の振興については、「農産物の生産振興」、「生産基盤の整備・充実」、「担い手の育成・支援」、「経営改善や経営安定の支援」など農業振興方針のもとに、菌床しいたけ・ネギ・生薬などの新規作物の導入・拡大、農道や圃場整備事業などの生産基盤の整備、きのこパッケージセンターや野菜集出荷施設等の共同利用施設の整備・改修、県・町補助金による米プラス畑作・施設園芸作物の複合経営の推進、新規就農者や認定農業者等の人材育成、集落営農や法人化等の経営体の育成、サル害対策などJA等の農業関係団体と連携を取りながらハード、ソフト両面にわたる充実に努めてきました。

地場産品の地産地消や農林漁業者の所得向上を図るために整備した2つの産地直売施設は、生産者の積極的な運営参加と創意工夫によって順調に売り上げを伸ばし、農林漁業者の経営の一端を担うまでに成長しています。また、町の第三セクターである「峰浜培養」に出資を行い、米に次ぐ販売額である菌床しいたけの生産基盤の安定化を図りました。一方で農業従事者の高齢化等により遊休農地が増加しており、それらの農地の有効利用として生薬栽培を開始しました。生薬栽培については民間企業と連携協定を締結し、今後も需要の高まりが予想される生薬の国内産地として展開が期待されています。

林業の振興については、森林整備計画を基本に、良質材生産を目指したき

め細かな育林や除間伐の推進、国産材時代を見据えた作業道・林道開設や高性能林業機械の導入による生産基盤の整備を図り、林業経営の安定と向上に努めています。

水産業の振興については、並型魚礁の設置による漁場づくり、八森、岩館漁港の整備などの基盤整備を促進するとともに、漁業共済加入補助金による漁業者の経営安定支援やヒラメ等の種苗放流を行うなど、つくり育てる漁業の推進に努めてきました。

観光の振興では、体験交流型・自然体験型観光を目指し、温泉保養施設「ハタハタ館」の大規模改修やハタハタの里やポンポコ山周辺の整備、白神山地観光の拠点施設となる白神ふれあい館、ぶなっこランド周辺及びホテルの里等の整備をしてきました。そして近年、自然学習、自然体験など情操教育の一環として推進されている小中学生による農山漁村交流拠点として、秋田県が主体となり「あきた白神体験センター」も建設されました。これら拠点となる施設と既存施設を活用し、地域の様々な団体と庁内各課の横断的連携によりグリーン、ブルー、エコ、ジオツーリズムと合わせた推進体制の整備に努めてきました。また、特産品や地場産品の販売拡大や地域資源を活用した八峰ブランドの商品開発を推進するため、「はちもり観光市」の改修などを行いました。

交通通信体系の整備及び情報化の促進については、町道の改良及び舗装は計画的な事業実施により相当程度まで整備が図られました。通信面においても、デジタル化に対応した新防災行政無線通信施設や緊急時自動情報発信システム「Jアラート」の整備により充実が図られたほか、携帯電話不感知の状況は、生活行動エリア内では民間事業者の取り組みにより相当解消されました。また、地上デジタル放送については、これまで順次難視聴解消対策を実施してきたことを受けて町全域で受信可能となり、超高速インターネットなどのサービス提供を可能とする光ファイバー網についても整備に努めてきました。

町内の公共交通については、現在、JR五能線が運行されているほか、市町村福祉輸送の八峰町外出支援サービス事業を実施しています。民間による生活バス路線が廃止され、現在、八峰町巡回バス事業を町で行っています。また、デマンド型乗合有償運送事業も行っており、町民や観光客の移動手段の確保に努めています。

生活環境の整備については、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の下水道整備が着実に推進され、生活環境が大きく向上しており、現在は旧八森町の簡易水道施設の老朽化対策として全体的な更新を行っています。住環境の整備では、町営住宅及び地域活性化住宅の年次改修や環境整備を実施するとともに、空き家の賃貸借・売買の斡旋紹介や住宅リフォーム支援により、U・Iターン者の受け入れや若者の町内定住を促進する取り組みを実施しています。また、常備消防・非常備消防施設の整備や、急傾斜地崩壊対策、河川改修工事等の災害を未然に防止する対策を実施するとともに、高齢化や人口減少に伴い増加する空き家の実態調査を実施し、危険な空き家について指導や除却に係る支援を行うなど、町民が安全に安心して暮らせるよう努めてきました。

環境対策・地球温暖化防止対策については、新エネルギービジョン、省エネルギービジョン、木質バイオマスとBDFに係る重点ビジョンを策定し、新庁舎への地中熱を利用した空調システムの導入や太陽光発電の利用、庁内におけるエネルギー管理などの省エネルギー行動に反映したほか、カーボン・オフセット制度により認証された八峰町有林J-VERクレジットの販売などを行ってきました。

保健・福祉の向上、医療の確保としては、保健センターと診療所を整備し、医療設備の更新を行うなど、きめ細かな保健活動の実施と医療受診機会の確保に努めています。また、特別養護老人ホーム等を利用した生きがいづくりや健康対策、自殺予防などの各種サービスの充実に努めるとともに、子育て世代包括支援センターの設置を行い町民が安全に安心して暮らせるよう努めてきました。

教育の振興については、少子化や教育水準の確保等に対処するため、八森地区3園の統合及び3小学校の統合、峰浜地区2園の統合及び2小学校の統合、町内2中学校の統合を実施しました。また、学校ICT事業、老朽化が進む小中学校の耐震診断並びに補強工事を実施するなど適切な維持管理に努めるとともに、遊休施設については社会福祉法人へ貸し出すなどの有効利用を行っています。

その他として、人材育成や地区コミュニティセンターの建設、中央公園の整備を実施し、こころふれあうコミュニティの推進に努めています。また、合併直後の峰浜庁舎火災を受けて新庁舎を建設したほか、町長と子育て世代とのミーティングの開催や住民票などのコンビニ交付の実施、来庁する交通弱者の無料送迎の実施など、きめ細かな行政サービスを推進してきました。

これにより、生産基盤や交通通信体系の整備、生活環境や福祉・保健の向上、教育・文化の振興が図られ、地域の活性化や過疎地域の自立に向けて一定の成果をあげることができました。

3) 現在の課題と今後の見通し

これまでも過疎脱却に向けた様々な施策を展開してきましたが、過疎問題の根幹的課題である人口減少を食い止めるには至っておらず、地域社会の維持そのものが困難な状況に至ることが懸念されます。このような状況にあるなかで、地域の自立化を図り、持続的発展に向けた方向を見いだすためには、地域の特性を活かした産業振興による雇用の場の創出に加え、医療・福祉・教育の充実により住みよい環境づくりを行い、これらの施策を通じて人口流出を抑制するとともに首都圏からの移住を促進し、同時に結婚・出産・子育てに対する住民の希望を実現できるまちづくりが重要になります。

① 人口減少と少子・高齢化

本町の人口推移をみると、平成12年で9,698人であったものが、若者の町外流出や少子化の進行に伴い令和2年では6,577人まで減少しています。

また、高齢者比率の推移をみると、昭和35年は5.7%、昭和40年は

7.3%、昭和45年は9.2%と10%以下に止まっていた。しかし、平成7年には23.4%と20%を超え、令和2年には46.2%と県平均の37.6%を上回るに至っています。急速な高齢化により、かつて経験したことのない長寿社会を迎えています。

同時に出生数については、若者の町外流出の影響から減少傾向が続いており、人口減少と少子・高齢化が課題となっています。

そのため、増加する高齢者に対しては適切な福祉施策の展開を、若者に対しては流出防止の定住施策や雇用の場の確保に加え、結婚・出産・子育てについて一人ひとりの希望をかなえる環境づくりを推進することにより、人口減少に歯止めをかけ、地域活力再生への道筋が開けるものと思います。

② 地場産業の振興と雇用の創出

本町の産業別人口の推移をみると、昭和35年に67.7%を占めていた第一次産業就業人口比率が令和2年では19.7%まで減少しています。一方、第二次産業では16.5%から24.1%へ、第三次産業では15.8%から54.3%へそれぞれ増加し、本町の産業構造は、農林漁業の第一次産業から製造業・サービス業など第二次・第三次産業へ大きく移行してきました。

本町の1農家あたりの経営耕地面積は、秋田県平均を上回るものの米に依存する傾向が強く収益性が低いことから、収益性の高い農業の確立が求められています。また、漁業においても経費の高騰や魚価の低迷等により厳しい状況を強いられ、足腰の強い経営基盤づくりが課題となっています。各種施策をきめ細かに展開することにより、第一次産業が後継者や若者が将来にわたって安定して生活できる職業として確立されることが見込まれます。

第一次産業以外の地場産業としては、工業製品製造業、酒造業、縫製業、建設業、その他海産物・林産物加工業などがありますが、長引く不況の影響を受けている企業も少なくありません。受注機会の減少・売上げの減少などが雇用環境の悪化に繋がっています。

八峰町雇用創出活動支援事業、八峰町住まいづくり応援事業など各種の施策を展開することにより、地場産業を活性化し、若者を中心とした労働力を吸収できる雇用の創出や働く場の確保に大きな効果が期待されます。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町は、古くから農林水産業を基幹産業として発展してきましたが、経済高度成長期に入ると農山村の豊富な労働力を求めて企業の地方進出が盛んになりました。当町においても昭和44年の縫製工場の企業誘致を皮切りに企業進出が進みました。それまで所得が安定しなかったこともあり、誘致企業への就業者は増加し、農林業以外の所得の増加や雇用の拡大に大きく貢献してきました。しかしながら、業種的には弱電関係や縫製関係などの軽工業が主流であったことや、その後の東南アジア諸国の経済発展や技術発展、国内経済の低迷など影響を受けて、進出企業の閉鎖や撤退が相次いだため、今後は地域に長く根付く知識・技術集積型の企業誘致や既存企業に対する支援

の充実に取り組む必要があります。

本町を含む山本地域は、世界自然遺産「白神山地」に抱かれ貴重な自然環境が数多く残り、日本海沿岸地域と米代川流域とで形成されるこの地域では、環境や生態系を保全しながら、地域の振興を図っていくことが課題とされ、この自然環境に配慮した施設整備を進めながら、交流人口の拡大を目指しています。

農業については、米政策の見直しや国際通商協定の発効等による産地間競争が激化する中、「競争力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取り組みを強化するとともに、AIを活用したスマート農業など「次世代型農林水産業」を推進し、生産力の維持・拡大に向けた生産体制を確立します。また、豊かな森林資源を背景に発展してきた林業・木材産業については、林業収益の確保や木材産業振興のため、木材を低コストで安定的に生産する必要があり、森林経営計画の策定による施業の集約化、高性能林業機械の導入や路網の整備を進めます。

産業については、洋上を含む風力発電等の更なる導入拡大と新エネルギー関連産業への参入の促進、メンテナンスを始めとした人材育成を図ります。また、管内の雇用労働関係機関との協働により、地域産業を支える人材の確保・定着を促進することで、管内産業の活性化を図ります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年に15,421人(国勢調査)でありましたが、年々減少が続き、平成12年には1万人を割り9,698人、令和2年には6,577人となりました。若年者比率では、昭和35年の21.4%(3,303人)から令和2年の7.3%(483人)へと減少しました。60年の間で実に2,820人も減少し、このことが地域活力低下の大きな要因となっています。

高齢者比率は、昭和35年の5.7%(872人)が令和2年には46.2%(3,036人)と増加の一途をたどり、既に超高齢社会の中にあります。

人口増減率は昭和50年～55年で△2.9%でしたが、その後毎5ヶ年間に△4～5%台の減少が続き、平成12年～17年で△7.1%、平成17年～22年で8.8%、平成22年～27年で11.1%、平成27年～令和2年で10.0%と急激に減少が進んでいます。この要因としては、町内や能代市を中心とした生活圈域内に雇用の場が少ないため圏域外や県外への流出が進んだことや、結婚・家族形成に関する意識の変化などが挙げられます。

イ 産業の推移と動向

本町は、第一次の農林漁業を基幹産業として発展してきましたが、基盤整備の立ち後れや経営環境の変化などから、所得の安定した他産業への移行が進み、昭和35年に67.7%を占めていた就業人口比率が平成7年には2

1. 9%へ大幅に減少しました。その後、農林漁業に対する関心や自然志向の高まりを反映して、平成17年では23.4%と若干回復し、平成22年には20.4%と減少に転じ、平成27年には20.6%と再度回復しましたが、令和2年には19.7%へ減少しています。今後も就業者数、就業人口比率ともに微減で推移するものと思われます。

第二次産業としては、建設業、縫製、弱電、ゴム製品、魚介類の加工、酒造等の製造業が営まれています。長い間、鉱業を主要産業として第二次産業を牽引してきましたが、鉱物資源の枯渇や出荷価格の下落による企業の撤退等により、一時就業人口が減少しました。その後は製造業の企業誘致等の効果も反映し、平成2年には40.0%まで増加しましたが、新興国の台頭や経営の合理化等の要因も重なり、平成22年には26.4%と減少し、平成27年には25.9%、令和2年には24.1%とさらに減少しています。しかしながら、農・商・工連携の動きの中で、他産業との連携を図ることにより減少に歯止めがかかるものと思われます。

第三次産業では、食品雑貨の小売、卸売業、観光サービス業等があります。観光関連産業の発展により、就業人口も年々増加し、平成17年には44.9%、平成22年には49.8%と増加し、平成27年には51.9%、令和2年には54.3%とさらに増加しています。今後も第一次産業など他産業、他業種と連携した観光産業の振興に努めることにより、就業者の増加が見込まれます。

全就業人口の推移を見ると、昭和35年の7,114人から、平成17年には4,507人、平成22年には3,933人まで減少し、平成27年には3,643人、令和2年には3,270人とさらに減少しています。今後さらに、第一次・第二次産業から第三次産業への移行が進むものと思われます。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,421	人 14,326	% △7.1	人 13,083	% △8.7	人 11,984	% △8.4	人 11,638	% △2.9
0歳～14歳	5,563	4,354	△21.7	3,290	△24.4	2,718	△17.4	2,411	△11.3
15歳～64歳	8,986	8,921	△0.7	8,586	△3.8	7,896	△8.0	7,665	△2.9
うち15歳～29歳 (a)	3,303	3,016	△8.7	2,694	△10.7	2,363	△12.3	2,066	△12.6
65歳以上 (b)	872	1,051	20.5	1,207	14.8	1,370	13.5	1,562	14.0
(a) / 総数 若年者比率	% 21.4	% 21.1	—	% 20.6	—	% 19.7	—	% 17.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 5.7	% 7.3	—	% 9.2	—	% 11.4	—	% 13.4	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,152	% △5.8	人 10,677	% △4.3	人 10,138	% △5.0	人 9,698	% △4.3
0歳～14歳	2,130	△16.1	1,793	△15.8	1,475	△17.7	1,260	△14.6
15歳～64歳	7,264	△5.6	6,855	△5.6	6,292	△8.2	5,664	△10.0
うち15歳～29歳 (a)	1,704	△18.6	1,512	△11.3	1,361	△10.0	1,226	△9.9
65歳以上 (b)	1,758	8.2	2,029	15.4	2,371	16.9	2,774	17.0
(a) / 総数 若年者比率	% 15.3	—	% 14.2	—	% 13.4	—	% 12.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 15.8	—	% 19.0	—	% 23.4	—	% 28.6	—

区 分	平 成 17年		平 成 22年		平 成 27年		令 和 2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 9,012	% △7.1	人 8,220	% △8.8	人 7,309	% △11.1	人 6,577	% △10.0
0歳～14歳	1,005	△20.2	812	△19.2	590	△27.3	442	△25.1
15歳～64歳	5,060	△10.7	4,469	△11.7	3,673	△17.8	3,098	△15.7
うち15歳～ 29歳 (a)	980	△20.1	706	△28.0	572	△19.0	483	△15.6
65歳以上 (b)	2,947	6.2	2,939	△0.3	3,046	3.6	3,036	△0.3
(a) / 総数 若年者比率	% 10.9	—	% 8.6	—	% 7.8	—	% 7.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 32.7	—	% 35.8	—	% 41.7	—	% 46.2	—

表1-1 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,114		人 6,732	% △5.4	人 6,913	% 2.7	人 6,146	% △11.1	人 5,968	% △2.9
第一次産業 就業人口比率	% 67.7		% 57.6	—	% 47.5	—	% 43.6	—	% 32.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 16.5		% 22.7	—	% 30.7	—	% 29.5	—	% 35.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 15.8		% 19.7	—	% 21.8	—	% 26.9	—	% 32.4	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,927	% △0.7	人 5,641	% △4.8	人 5,393	% △4.4	人 5,040	% △6.5	人 4,507	% △10.6
第一次産業 就業人口比率	% 34.0	—	% 26.5	—	% 21.9	—	% 21.4	—	% 23.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 35.1	—	% 40.0	—	% 39.4	—	% 37.6	—	% 31.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 30.9	—	% 33.4	—	% 38.7	—	% 41.0	—	% 44.9	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,933	% △12.7	人 3,643	% △7.4	人 3,270	% △10.2
第一次産業 就業人口比率	% 20.4	—	% 20.6	—	% 19.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.4	—	% 25.9	—	% 24.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 49.8	—	% 51.9	—	% 54.3	—

※分類不能の産業を除く

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政機構は、町村合併の際に「峰浜庁舎」と「八森庁舎」を活用する分庁方式を採用しましたが、平成18年10月の火災により峰浜庁舎を焼失し、一部機能は暫定的に公民館施設等に分散されました。しかし、役場機能の分散によるサービス低下の懸念や八森庁舎の老朽化の問題により建設予定を早め、平成21年9月24日から新庁舎での業務を開始しました。

令和7年4月現在では新庁舎に9課・3事務局を、庁舎外には2診療所、教育委員会に2課・2公民館・2センターを置き、合併当初と比較して1センターが増加したほか、3課1室1出張所が減少しています。

職員数については、令和7年4月現在、職員定数148名に対し109名となっています。合併後の10年間においては退職者5名に対し新規に1名を採用する「5分の1採用」を基本方針としたことから、平成18年度期首と比較すると38人の減となっています。

議員定数は12名で、総務民生6名、教育産業建設6名の2つの常任委員会と議会運営委員会5名で構成されています。なお、定数については合併時と比較して4名減となっています。

広域行政の取り組みとしては、昭和46年に能代市と山本郡全町村で能代山本広域市町村圏組合を設立し、高齢者福祉施設やスポーツ・レクリエーション施設等の整備と管理運営を行ってきましたが、その後、ごみ・し尿処理や広域消防、介護認定審査会等の運営と事務処理を行っています。

行財政の近代化を図るため、合併を契機に総合的な行政事務処理システムの整備を行いました。同時に、秋田県内町村で秋田県町村電算システム共同事業組合を設立し、システムの導入や維持管理の効率化を図っています。また、多様化する住民ニーズに対応するため、スキルアップのための職員研修を実施しています。

これらに加え、新たな広域連携のあり方について、定住自立圏構想など、能代市及び三種町、藤里町といった近隣の市町とより効率的な行政運営を推進していきます。

イ 財政の状況

本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税等の依存財源に頼るところが大きく、国・県の動向に左右される状況にあります。令和7年度当初予算において、歳入総額の64.3%を地方交付税と地方債が占めており、一方で地方税は1割に満たず、これらのことは極めて財政基盤が弱いことを示しています。また、歳出では人件費に占める会計年度任用職員の割合が多いことや、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の上昇や、国が令和7年度までの移行を目指して進めている標準準拠システムへの対応などにより一般財源の負担が増加したほか、能代山本広域市町村圏組合が実施する一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費負担金が最大となり、その財源となる町債も大幅に増加しています。

各種健全化判断比率においては全ての項目で健全域内にあり、実質公債

費比率については、平成21年度より目標としていた18%以下を達成しています。しかし、人口減少等の影響が大きく、今後は交付税収入が減少することが懸念されるため、安定的な自主財源の確保が重要となります。本町としてふるさと納税制度を積極的に活用し、返礼品や情報発信の工夫を通じて寄附金収入の増加を図ります。歳出は今後、既存公共施設の老朽化が進み、大規模改修が必要となることが見込まれるため、施設の集約化などを進めながら、これらの財政需要に備えることが重要と考えています。

表1-2(1) 市町村財政の状況

単位：千円

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
歳入総額 A	6,907,608	6,401,410	6,811,898	7,685,671
一般財源	5,175,926	3,698,569	4,601,748	5,226,682
国庫支出金	339,415	154,393	589,211	575,149
都道府県支出金	372,252	404,875	400,467	390,523
地方債	640,000	696,000	715,000	1,097,500
うち過疎債	277,100	344,300	244,400	239,300
その他	379,475	1,447,573	505,472	395,817
歳出総額 B	6,497,742	6,012,914	6,344,004	7,079,808
義務的経費	2,655,982	2,669,203	2,236,002	2,303,309
投資的経費	1,341,820	886,122	1,009,002	1,413,067
うち普通建設事業	1,341,775	864,554	965,749	1,301,299
その他	2,499,940	2,457,619	3,099,000	3,363,432
過疎対策事業費	1,314,245	1,537,599	559,994	667,570
歳入歳出差引額 C (A-B)	409,326	388,466	467,894	605,863
翌年度へ繰越すべき財源 D	62,965	0	83,221	75,622
実質収支 C-D	346,361	388,466	384,673	530,241
財政力指数	0.151	0.183	0.178	0.163
公債費負担比率	20.4	20.6	14.9	15.1
実質公債費比率	—	—	13.3	8.2
起債制限比率	10.0	13.1	—	—
経常収支比率	82.4	93.2	76.8	83.9
将来負担比率	—	—	61.7	12.4
地方債現在高	8,159,859	7,263,306	7,832,877	8,040,716

区 分	令和元年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	6,428,622	7,680,326	8,106,406
一般財源	4,660,097	4,843,820	5,572,110
国庫支出金	278,805	1,280,309	705,403
都道府県支出金	470,491	504,855	354,073
地方債	611,600	726,200	922,900
うち過疎債	454,400	483,700	556,000
その他	407,629	325,142	551,920
歳出総額 B	6,081,948	7,355,481	7,093,375
義務的経費	2,293,879	2,404,459	2,553,725
投資的経費	620,898	936,985	994,194
うち普通建設事業	620,898	936,985	503,622
その他	3,167,171	4,014,037	3,545,456
過疎対策事業費	601,692	674,632	640,637
歳入歳出差引額 C (A-B)	346,674	324,845	1,013,031
翌年度へ繰越すべき財源 D	64,090	11,590	485,908
実質収支 C-D	282,584	313,255	527,123
財政力指数	0.164	0.171	0.179
公債費負担比率	19.1	16.8	14.3
実質公債費比率	10.1	9.6	7.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	95.6	93.7	92.1
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	7,008,399	6,939,567	6,282,392

ウ 施設整備水準等の現況と動向

(産業)

農業関係施設については、基幹作物である稲作と菌床しいたけや畑作・施設園芸との複合経営を推進するため、各種の基盤整備・施設整備を行っています。

稲作部門では、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業などの基盤整備や経営改善の取り組みを行い経営の近代化を図ってきました。

複合部門では、ネギ・みょうが・キャベツ等の販売野菜を集出荷する施設として野菜集出荷施設を整備しています。また、菌床シイタケの産地形成を図るため、菌床の製造・供給・生産・選別・出荷までの一貫体制の整備と栽培ハウスの増棟を行ってきました。これに関連する施設としては、町・JAが出資する「峰浜培養」が運営し、ホダ木の製造を行う「菌床培養センター」と、集荷されたシイタケを選別・パック詰めを行うJA運営の「パックセンター」があります。この取り組みにより東北でも屈指の産地に成長し、地元雇用の創出に大きく貢献しています。

本町には、町が整備した2つの産地直売施設があり、それぞれ農業者等で組織する団体を指定管理者として運営しています。複合経営の進展に伴い産直活動も活発となり、農林漁家の所得向上に繋がっていることから、さらに発展するものと期待されます。また、漁業の町として、地元で漁獲された海産物を販売する施設「はちもり観光市」を整備し、漁業関係者等が組織する団体を指定管理者として運営しています。こうした施設は近隣にないこともあり来客者から好評を博しています。

観光施設については、本町は起伏に富んだ海岸線や世界自然遺産「白神山地」など自然環境に恵まれており、この自然と調和した観光振興を図るため、温泉宿泊施設「ハタハタ館」の大規模改修、ぶなっこランド周辺整備、ポンゴ山公園などの観光レクリエーション施設の整備・改修に努めてきました。

(交通通信)

道路の整備状況については、町道は令和6年度末で路線数252、実延長165kmとなっています。幹線道路については補助事業を導入し、その他町道については過疎債を活用するなど計画的に整備した結果、順調に推移し、改良率89.2%、舗装率93.2%となっています。しかしながら、高度経済成長期に整備した橋りょうの多くに老朽化が見られることから、長期的な計画に基づいた更新・長寿命化を図る必要があります。

また、交通安全施設として、歩道、街路灯、ガードレール等の整備を進めているほか、住民生活及び産業活動に冬期間の交通確保が欠かせないことから、防雪柵の設置や除雪機械の整備を図っています。

情報通信施設については、ブロードバンド未整備地域の解消を目的とした国の平成21年度地域情報通信基盤整備事業を活用し、八森地区を対象に光ファイバー網の整備を進め、平成22年11月に完成しました。峰浜地区については、NTTが整備を行い、平成22年6月から順次供用を開始し、超高速インターネットなどのブロードバンドサービスを提供しています。これにより高速情報通信のインフラ整備が格段に進展しました。

地上デジタル放送については、町内に5つあるNHK共聴組合及び自主共聴組合により対応が完了しているものの、地上デジタル放送への移行からすでに15年が経過しており、今後は、受信設備や送信ケーブルの老朽化対策が必要となります。

(生活環境)

本町では2つの簡易水道を運営し、白神山地を源とする安全・安心な飲料水を安定的に町民に供給しています。水道普及率は99.7%とほぼ全世帯に行き渡っておりますが、生活水準の向上並びに下水道事業の整備等による水需要の増大や安全な飲料水を安定的に供給するため、引き続き簡易水道施設の高度化・充実を図る必要があります。

下水道については、計画的かつ着実に進めてきた結果、漁業集落排水事業は平成19年度、特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業は平成21年度に実施し、整備をしました。令和6年度末の水洗化率は74.6%となっておりますが、今後は微増するものと見込まれます。また、下水道処理区域外の水洗化については、平成22年度から市町村設置型合併浄化槽設置事業を導入し、順次整備を進めてきました。

住宅施設については、現在、6団地、93戸の町営住宅があります。そのうち30年を経過した33戸の住宅については、用途を廃止し「地域活性化住宅」として整備しています。

町営住宅の需要を見極めながら新築、改修を行うとともに、適切な維持管理に努めています。さらに、水洗化など入居者ニーズに配慮した居住環境の改善や定住促進等に取り組んでいます。

また、令和6年12月には、旧峰浜庁舎跡地に10戸分の定住促進住宅（集合住宅型）を整備しています。

ゴミ及びし尿処理については、広域圏組合で共同処理することにより事業の効率化を図っています。

(保健・医療・福祉)

医療施設については、町営診療所のほか、町営歯科診療所があります。その他に、民間施設として2施設があり、計4施設が地域内にあります。

福祉関係施設については、特別養護老人ホームが3施設、通所介護事業所が2施設、認知症対応型共同介護事業所が5施設、短期入所生活介護事業所が2施設、訪問介護事業所が3施設、居宅介護支援事業所が5施設、その他老人ホームなどが1施設開設されています。

障害福祉関係施設については、相談支援事業所が1施設、生活介護事業所が1施設、共同生活援助事業所が2施設、居宅介護事業所が1施設あります。

(小中学校)

小学校については、平成19年度に旧岩子小学校を統合した水沢小学校、平成21年度に旧岩館小学校・旧観海小学校・旧八森小学校の3校を統合した新八森小学校、そして埴川小学校の3校がありましたが、このうち峰浜地区にある水沢小学校と埴川小学校については、平成27年度末に峰浜小学校

として統合されました。中学校については、八森中学校と峰浜中学校の2校がありましたが、こちらも平成27年度末に八峰中学校として統合されました。この結果、平成28年4月からは、小学校2校、中学校1校となっています。

令和7年度の八峰町学校等再編検討委員会からの答申では、令和12年度を期限に八森小学校と峰浜小学校を統合すべきとされ、今後計画的に小中学校の再編及びエリア整備について検討していきます。

統合により閉校となった学校施設については、社会福祉法人などで活用しています。現在遊休となっている施設等についても、有効利用及び解体を検討するなど計画的に管理していきます。

その他、各小中学校に電子黒板やタブレット端末を整備し、それらを活用した授業を積極的に導入するなど、教育ICTの先進地として全国各地から注目されています。

(社会教育等)

公民館施設としては、峰栄館とファガスの2カ所が設置され、文化活動拠点の役割を果たしています。

スポーツ・レクリエーション施設としては、野球場が峰浜野球場、土床体育館が2カ所、他にゲートボール場などがあります。

(公園)

比較的規模が大きな公園として、御所の台ふれあいパークとポンポコ山公園、中央公園の3カ所があります。御所の台ふれあいパークとポンポコ山公園については観光施設としての位置づけも併せ持っていますが、どちらも町民の憩いの場として広く利用されています。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭 和 45年度末	昭 和 55年度末	平 成 2年度末	平 成 12年度末	平 成 22年度末
市町村道					
改良率 (%)	41.0	52.6	71.2	76.2	79.7
舗装率 (%)	4.1	40.9	69.4	78.1	82.4
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	6.2	13.5	23.7	48.6	—
) 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	17.3	18.0	16.0	17.7	—
水道普及率 (%)	—	—	2.4	2.5	55.4
水洗化率 (%)					
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	1.5	—	—	—	—

区 分	令 和 元年度末	令 和 6年度末
市町村道		
改良率 (%)	89.0	89.2
舗装率 (%)	92.2	93.2
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—
) 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)	68.7	74.6
水洗化率 (%)		
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア これまでの過疎対策に対する基本的認識

これまでの過疎地域対策緊急措置法（昭和45年）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年）、並びに山村振興法等に基づき、過疎地域における人口減少対策、高齢化対策、基礎的生活条件の確保、安心安全は暮らしの確保、自立促進に向けた整備・振興の諸施策を進めてきた結果、町道、林道、防災行政無線などの交通通信体系やハタハタの里並びにハタハタ館の大規模改修、ポンポコ山、ぶなっこランド周辺施設などの観光拠点施設の整備で着実にその成果をあげてきました。

特に、ハード、ソフト両面にわたる観光施策の推進により、観光入込客数は約800千人前後で推移するようになりました。また、グリーン、ブルー、エコ、ジオツーリズム関連施設や、主に小中学生の課外活動の拠点施設となるあきた白神体験センターの整備により、都市と地元住民との交流活動が活発に行われるなど、自主的な活動・行動によって自立に向けた活動やそれを支えるマンパワーが育ってきています。これら体験型観光の推進や景観保全のための、ブナ植樹や森林施業による水源かん養機能や水田の治水機能による漁場の保全といった、古くから行ってきた取り組みの重要性が再確認されています。

高齢化傾向が続く中、八森保健センターの整備や高齢者福祉対策の充実や保健・医療施設の充実にも努め、自殺予防のための各種講演・講座や交流サロンなどの取り組みも実施しています。

一方、これまでの過疎対策として、基幹産業の基盤整備や企業誘致に努めてきましたが、農林漁業の低迷による後継者の町外流出や景気低迷等による企業の撤退などにより、若年層の流出に歯止めがかからず、少子化や超高齢化を招き地域の活力低下に繋がっています。また、結婚や子育てといった家庭に関わる分野については、本来個人とその家族の領域であることから、行政がどこまで取り組むのかが課題となっていますが、近年全国的に少子化が問題となり、この分野における行政の役割が変化してきています。

このことから、第一次産業の振興とともに、農林漁業と観光産業の連携といった他産業・他業種との連携による地場産業の活性化や新産業の創出、環境関連産業の誘致による雇用の場の創出・拡大など、地域経済の再生が急務となっています。同時に、結婚・出産・子育て等の分野についても、住民一人ひとりが希望をかなえられる地域の実現のため、これまでの行政の枠にとどまらない柔軟な施策を検討する必要があります。

イ 持続的発展に向けた地域の将来像と基本的施策

過疎地域持続的発展計画の上位計画である八峰町総合計画では、「自然の力をまちの力に！八峰、新しい挑戦へ」を基本理念としています。この基本理念を基に、「安心して暮らせるまち」「誰もが活躍して活気あふれるまち」「誰もが幸せで笑顔あふれるまち」を将来像、以下の6つの施策大綱を掲げ、

町民と行政の協働の取り組みによって、地域の活性化と自立の促進を図り、持続的な地域づくりを推進します。

1 安心して暮らし学べるまち

人口減少社会への対応

2 生き生きと暮らせるまち

少子高齢化対策への取り組み

3 豊かな暮らしをもたらすまち

所得向上のための産業振興

4 賑わいあふれるまち

移住定住対策の強化

5 誰もが活躍できるまち

誰もが活躍できる社会の実現

6 みんなで築き合うまち

持続可能なまちづくりとDX化・行財政改革の推進

なお、今後、過疎地域の持続的発展に向けた様々な行政課題の変化が想定されます。時代の急速な変化に速やか、かつ、きめ細かに対応した過疎対策を推進するため、適宜計画内容の見直しを行い計画の実効性を高めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

本町では平成27年10月に「八峰町人口ビジョン」を策定し、合計特殊出生率については国の長期ビジョンと同様に令和7年（2025年）に1.70を目指すなどの数値目標を設定しました。国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成30年12月推計）」によると、令和12年（2030年）の本町人口は4,825人と推計されています。このことに対して、令和12年（2030年）には町独自の推計として5,260人を維持することを目指しています。本計画においても同様に令和12年（2030年）の目標として人口5,260人を維持することを目指します。

また、上記の数値目標を達成するためには、将来的に転入・転出を均衡させ、社会減の抑制が不可欠です。近年、急激に悪化する女性の定着率を改善するためには、町内及び圏域内での女性の仕事づくりが重要となります。女性の従業者数かつ特化係数が相対的に大きい「医療・福祉」「製造業」をより一層成長させることが1つの方向性として示唆されます。また、男女の別

を問わず、大学・専門学校等の入学を機に転出する層の定住やUターンを一層促進するような仕事づくり・生活環境の整備が必要となります。更に、子育て世代の近隣市町への転出が顕著にみられることから、その抑制策も急務となっています。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画による施策は、上位計画である八峰町総合計画と強く整合性が図られた内容であることから、計画の評価は、地域住民や産業・福祉・教育等各分野から選出された委員で組織する「八峰町総合計画審議会」において、毎年度行い、評価結果については町ホームページで公表します。また、PDCAサイクルの徹底により、継続的に本計画の改善を図ります。

(7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町における過疎対策としての公共施設の整備等については、「八峰町公共施設等総合管理計画」に基づき、必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。また、公民連携や広域連携を一層進め、財政負担の軽減と効率的・効果的なサービスの提供に努め、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

八峰町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備について公共施設等総合管理計画と適合しております。

第2 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成の方針

過疎地域である本町の人口減少は、若者の町外への流出が大きな要因であると考えられ、若者の町内定着・回帰を促進するとともに、町外からの移住者等を増加させ、社会減に歯止めをかけることが必要です。

また、地域経営の担い手となる人材が不足してきており、従来の集落機能の維持が困難な地域が増えている一方で、地方に残された自然や環境に関心を持ち、様々な行事や習俗の維持、地域の賑わいづくり等に自発的に貢献したいという、若者を中心とした町外からの新しい人の流れが生じてきており、こうした「関係人口」を活用した取り組みも重要となっています。

今後、急速な人口減少に加え、都市部との人材獲得競争が過熱する可能性もあり、様々な分野における担い手不足の深刻化が見込まれるため、過疎地域の持続的発展に資する人材の確保・育成に向けた取り組みを強化する必要があります。

(2) 地域間交流の促進

町外の人や他地域との交流は、幅広い分野で自分たちの地域の活性化を促すことが期待できるとともに、ふるさとを見つめ直す契機ともなることから、今後も、ふるさと会との交流や協定を締結している横浜市や泉佐野市との交流を継続し、友好都市である茂木町と積極的に交流していきます。

(3) 人材育成

農林水産業や地場産業を牽引する人材や、地域の安全・安心を支える役割を担う建設業人材の確保・育成など、それぞれの分野における取り組みに加え、過疎地域等政策支援員の活用も含め、県と連携して、過疎地域の持続的発展に資する人材の確保・育成に取り組みます。

1 現況と問題点

本町においては、豊かな自然が織りなす良好な景観の中で、道路、下水道など生活環境施設を整備するとともに、住まいづくり応援事業により魅力的な住環境の形成を図ってきました。

しかし、人口減少に伴って、空き家が増え続けており、それが景観を損ねるばかりでなく、火災や犯罪の発生など防災面からも懸念されています。

定住・移住促進事業としては、秋田県やふるさと回帰・移住交流推進機構等と連携し、情報の発信を積極的に行っています。また、空き家を改修し、定住・移住希望者に賃貸する定住・移住促進対策事業を実施しており、今後も維持管理に努めます。今後は、住民が町に定住できるようにするとともに、首都圏等に居住している町出身の若年層等の移住を促進するため、定住・移住窓口やコンシェルジュの配置、移住者と町民との交流会の開催など、ソフト面の充実を図ります。

町営住宅については、八峰町営住宅長寿命化計画を基に計画的に整備し、定住促進に努めてきましたが、人口の減少が更に進むことが予想されることから、若者や子育て世帯向けの『地域活性化住宅』への移行など、家庭環境が変化しても住み続けられる施策が必要となっています。

公園や緑地は、快適で潤いのある生活空間を創出するための大切な要素となっています。ポンポコ山公園や御所の台ふれあいパーク、中央公園など既存施設の充実と維持管理に努めるとともに、日常生活の憩いの場としての小公園や緑地の整備が求められています。

2 その対策

(1) 町営住宅及び地域活性化住宅の管理

ア 町営住宅及び地域活性化住宅の計画的な改修事業を推進します。

(2) 良好な住宅環境の維持

ア 八峰町住まいづくり応援事業を継続的に実施します。

新築、省エネ等リフォーム、耐震改修や空き家購入など、住宅整備に対して補助金を交付することにより、町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することで、定住人口の確保を図ることができま

す。

(3) 定住・移住対策

ア 空き家を活用した定住・移住促進賃貸住宅の維持管理に努めます。

イ 移住コンシェルジュを配置し、移住相談窓口の充実を図るとともに、定住・移住情報の発信強化に努めます。

ウ 田舎暮らし体験のための住宅を整備します。

エ 移住者間及び移住者と町民との交流を促進します。

オ 定住や移住を促進する地域リーダーの人材育成に努めます。

カ 定住及び移住を促進するNPO等団体の設立や運営を支援します。

(4) 公園・緑地の整備

ア 町民の憩いの場となる公園機能の維持管理に努めます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 定住・移住・地域間 交流の促進・人材育成	(1)定住・移住・ 地域間交流			
	(2)人材育成			

	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>● 住まいづくり応援事業</p> <p>① 事業の必要性 住宅の新築及び省エネ等リフォーム工事等を行う子育て世帯や支え合い世帯等が安全・安心で快適な生活が営めるよう総合的な支援が必要である。</p> <p>② 具体の事業内容 新築、省エネ等リフォーム、耐震改修や空き家購入など、住宅整備に対して補助金を交付する。</p> <p>③ 事業の効果 町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
--	-------------------	---	-----	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興のための施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設 の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

第3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本町は昔から、山林が持つ水源かん養機能や漁業者の植樹、水田の治水機能によって自然を守り、そこから生まれる産業を軸にして発展してきた町です。しかしながら、産業は時代とニーズによって刻々と変化していくため、これらに対して柔軟に、そして、的確に対応できる体制づくりが必要とされます。また、少子高齢化と都市への若年者の流出が続くなかで、安定した雇用及び所得の確保と、特徴を持った魅力ある町づくりのため、地域の特色を活かした産業振興施策を実施していきます。

本町は、秋田県日本海沿い最北西部に位置し、面積は234.14km²の内、約8割が森林で占められています。世界自然遺産「白神山地」を背に、四季の移り変わりも明瞭で、その季節ごとに旬の食材も豊富にあります。それらを求める観光客のため、ハタハタ館宿泊棟設置及び改修を実施したほか、体験学習の受け入れのため「あきた白神体験センター」が建設され、それぞれ観光・体験学習の拠点となる宿泊施設として利用されています。また、グリーン、ブルー、エコツーリズムの活動については夕映・漁火の館が利用されています。さらには、数千万年前の火山活動の足跡が見られる海岸線のジオパークを中心に、町全体を博物館と見立てたジオツーリズムを加え、総合的ツーリズムとしての確立を図ります。

第一次産業については、自然からの恩恵をそのまま外に出すだけでなく、加工やこれまで利用されることのなかったものの活用などで付加価値を与え、所得の向上を目指します。それらを個人・団体でできるものに区分するなどして、経営指標を構築化し、就業のインセンティブや農林水産業から派生する新たな産業づくりと雇用の創出を図ります。

第二・三次産業については、働く場が主として隣接する能代市にあります。町内にも建設・製造業はありますが、近年の人口減少や高齢化の進行等により、企業・労働者とも減少傾向にあります。

建設（建築）業では、町内の木材を積極的に利用することが理想ですが、コストの関係上なかなか進んでいないのが現状です。その対策として路網整備を推進し、間伐材等の利活用による木材の低コスト化を広域的に構築するなどの取り組みが必要と考えられます。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、「地域農業経営基盤強化促進計画」において、地域の中心経営体に位置づけられた担い手への農地集積・集約化を加速させ、生産性向上や規模拡大等により農業経営の安定化を推進します。

また、八峰町地域水田農業ビジョンにおいて重点作目に位置付ける大豆や、地域特例作目のソバ、振興作物のネギ・キャベツ・ミョウガ等を中心に、米との複合経営化を促進し、農家の所得向上を図ります。

イ 林業の振興

森林経営計画制度を最大限に活用した間伐施業、とりわけ「搬出（収入）間伐」をより推進し、林業者にとって収入が得られる取り組みを行いながら、良質材の生産拡大を図ります。また、維持管理作業などの生産コストの低減を図るため、林道等の整備を推進するとともに、保安林などの多面的機能を活用して、本町の自然豊かな景観を守ります。

ウ 水産業の振興

漁港・漁場の整備に努めるとともに、安定した漁獲量確保のため、これまでの獲る漁業から、つくり育てる漁業への転換を推進します。同時に魚価の安定のため、生産基盤や漁業環境の強化と関係機関との連携を通じて、品質の向上・統一化を図り、ブランド化を目指します。また、後継者育成、新規参入者確保に努めるとともに、研修等の実施により漁業関係者総参加による6次産業化を模索します。

(3) 地場産業の振興

県と町の魚である「ハタハタ」、農村を代表する食文化でもある「ソバ」、その他「シイタケ」「アワビ」など全国に誇れる特産物を有しており、これら特産物の生産拡大を図ります。このほかに白神酵母菌や白神山地のネームバリューを活用した商品の開発や販路の拡大を進め、地域全体のイメージを向上させるとともに、県や関係機関と連携しながら雇用の促進を図ります。

また、最新凍結技術の導入や設備の整備や体制の改善を通じた経営の近代化を促進し、他の産地との競争力強化を図ります。

(4) 企業の誘致対策

少子化や若者の町外流出が続いており、依然として人口減少に歯止めが掛からない状況から、町内企業においては担い手不足の影響等から事業継続が困難となってきています。

このため、就労年齢層が求める賃金水準が優良な雇用の場の確保が重要であることから、今後も秋田県企業誘致推進協議会や近隣市町と連携して、新たな優良企業や研究機関等の誘致に努めます。

(5) 起業の促進

経済のグローバル化や高度情報化、環境重視などの社会の変化に対応できるよう、八峰町雇用創出活動支援事業等により新産業・新事業の創出を支援するとともに、地域資源を活用した農林水産業での規制緩和に伴う民泊や加工施設等の起業を促進します。

(6) 商業の振興

消費者ニーズに対応した店舗の近代化や快適な消費生活を提供できる環境整備を促進するとともに、商店の組織化、商工組織の育成強化を支援します。

また、経営の安定・強化を図るため、商工会や関係機関と連携を強め、雇用環境の整備、制度資金の充実、各種補助金の創設などに努めます。

(7) 観光又はレクリエーション

世界自然遺産白神山地や周辺地域の保護保全を図る一方、ぶなっころランドを拠点とした、ジオパーク観光、エコツーリズムに取り組むとともに、広域観光の推進を図るため町内団体、県の各種機関、白神山地周辺機関、五能線沿線自治体等との連携を強化します。また、観光施設及びトレッキングコース等の充実や維持管理などといった観光産業の基盤整備に努めます。

1 現況と問題点

(1) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

農家戸数については、産業構造の変化と人口減少に伴い減少が続いており、昭和55年には1,559世帯が従事していましたが、令和5年には391世帯と4分の1程度にまで減少しています。農業従事者数についても、第一次産業から第二次、第三次への産業構造の変化や、町内農家の高齢化と後継者不足などによる減少が続いており、農繁期における労働力不足等が問題となっています。その一方で、1経営体あたりの経営耕地については増加傾向にあり、農業法人の増加などにより農地の集積化が進んでいます。

生産農業所得（租生産額）については、平成12年234千万円から、平成18年には202千万円、平成27年には148千万円まで減少しましたが、令和5年には166千万円に若干回復しています。米の生産額は、平成12年の177千万円から、令和5年には125千万円と25年間で約25%減少していますが、令和6年から7年にかけて米販売単価は大幅な上昇に転じており、米依存度合が再び高くなっています。

町では、農地の有効利用、集積化を加速させるため、農家による無人ヘリやドローンを使用するの病虫害防除、転作大豆の作業受託組織、農業生産法人の結成を支援してきました。しかし、依然として高齢化・後継者不足が課題となっており、それに伴う耕作放棄地の増加も問題となっています。令和6年度時点では、農地台帳2,556haのうち、休耕農地、遊休農地が合わせて371haと1割以上を占めています。

果樹については、「峰浜梨」が本町を代表する特産物となっていますが、高齢化による後継者確保が課題となっています。菌床しいたけは県内横手市に次ぐ東北有数の産地となっており、ここ数年は出荷量600t前後、6億円を超える出荷額で推移しています。しかし、栽培施設の温度管理のための燃料代が原油価格によって経営を圧迫しています。第三セクタ

一である「峰浜培養」の空調設備も老朽化したため更新していますが、ハウス栽培農家の燃料軽減のための省エネルギー化が課題となっています。

ソバについては「石川そば」で知られていますが、サル被害の恐れが無く、土地利用型作物として他の野菜と比べれば比較的栽培が容易であること、安定的に需要があることから、地域振興作物として助成を手厚くした結果、平成19年度の56haから平成27年度には199ha、令和2年度には298ha、令和6年度には366haとその面積を増やしています。一方で、令和5年と令和7年のクマ大量出沒によりソバの食害が甚大となっており、その対策が急務となっています。

耕作放棄地・遊休農地対策の一環として、平成24年度から生薬栽培事業を開始し、生薬の産地化を目指した試験栽培を行い、平成27年度からは町内の農家が本格栽培を実施しており、年々規模を拡大し、令和6年度末時点では、カミツレ0.4ha、キキョウは1.5haを収穫しています。

稲や畑作物の被害が年々拡大するサル害対策については、平成9年度から電気柵を設置し、令和2年度末時点の総延長は簡易柵を含め10,230mとなっていますが、そのメンテナンスが課題となっています。また、捕獲についても平成9年度から実施していますが、年間10頭前後であったものが平成16年度から被害がこれまでの八森地区から峰浜地区にまで拡大し、平成20年度まで約40頭前後で推移しており、これらについては奥山放獣されています。平成20年度から県条例が改正され、実弾及び炭酸ガスを使用した安楽死が年間100頭という制限のもと許可され、初年度である平成20年度は17頭、平成26年度は84頭、令和2年度は39頭、令和6年度は27頭が処分されているものの、農地周辺での個体数は多くなってきており、被害は拡大傾向にあります。野菜類全般、特に大豆の被害は甚大であり、その対策が課題となっています。

イ 林業の振興

本町の保有形態別森林面積は、国有林4,100ha(21.8%)、民有林14,718ha(78.2%)（参考資料：「令和5年度林業統計」）となっています。林家数については、平成18年の480戸から令和2年には326戸へと減少している。林業就業者数については、平成18年の17人から8人へと減少しており、県全体でも平成18年の1,923人から1,551人に減少しています。林業総生産額については、平成18年の446百万円から令和元年には752百万円に増加しており、県全体でも平成18年の8,658百万円から令和元年には12,254百万円に増加しています。また、私有林における不在者面積は増加傾向にあることから、森林の荒廃が懸念されており、放置林の調査とその解消に向けた取り組みが課題となっています。

生産性の向上や山村の生活環境整備の基盤となる民有林の道路整備状況については、令和元年度末の公道及び林道合計が199,896mで林内道路密度は14.2m/haとなっており、秋田県の17.3m/haと比べ低い値となっています。これに作業道総延長259,466mを加えると道路密度は32.6m/haとなり、こちらも秋田県の37.0m/haと比

べ低い値であり、まだまだ整備が遅れているといえます。これに関連した間伐実績については、令和4年度47.09ha、令和5年度18.32ha、令和6年度5.35ha（森林環境保全整備事業分）となっていますが、路網整備の遅れなどの理由から経費がかかり、結果的に切り捨て間伐が多くなり、森林の環境保全が課題となっています。

松くい虫関係では、秋田県の被害状況では、平成12年度の1,720haから、平成19年度には3,410haまで拡大しています。その後やや減少したものの、平成30年度には1,797haの被害が生じています。本町でもその被害は拡大しており、令和6年度には松くい虫の被害木49.42m³について伐採処理を実施しました。伐倒した木の用途については、チップやバイオマスへの利用や、産業施設での燃料に利用するなどの有効活用を行っています。

また、近年ナラ枯れについても被害が拡大しており、町内でも被害木が確認されています。高齢化・大径化したナラに被害が多い傾向があるため、守るべきナラ林については適切な予防を行うとともに、その他のナラ林については被害木の伐倒や造林等を通して林の若返りを図るなどの対策を取る必要があります。

ウ 水産業の振興

本町は、県北最大の漁業基地として八森・岩館両漁港を有し、古くから漁業の町として栄えてきましたが、産業構造の変化や少子高齢化に伴う後継者不足により就業者の減少が続いています。秋田県全体の漁業就業者数は、平成30年の773人から令和5年の630人へと5年間で約18.5%減少しており、本町においては平成30年の103人から令和5年の94人へと約8.7%減少しています。

本町の漁業が低迷している原因としては、原油の高騰に伴う燃料価格の上昇や、魚価の低迷に加え、家庭における「魚離れ」や漁家の高齢化・後継者不足等があげられます。

これらの問題に対し、町では安心して漁業のできる生産基盤（防波堤・岸壁・人工魚礁等）の整備、稚苗放流事業による資源管理型漁業の推進、ブランド化、6次産業化、後継者育成と新規参入者確保の推進等の施策を実施しながら漁業経営の安定化を図っています。

一方、平成18年からあわびの里づくり祭りが開催され、町内の飲食店でアワビの認定グルメ料理が提供されています。

また、内水面漁業については、小学校の理科の授業を兼ねたアユ放流事業を実施し、資源の確保を行っています。

(2) 地場産業の振興

本町にはゴム工業部品製造業や酒造業、縫製業や建設業、その他海産物・林産物加工業等が存在しています。

第三セクターの「峰浜培養」は、地元若年者の雇用拡大と定住に寄与しています。平成24年にしいたけの菌床異常により生産を停止しましたが、施設の整備と新菌の導入を行い、平成25年から生産を再開しています。平

成27年には町の出資により財政力を強化し、生産再開以降は従来と同様に安定した操業を続けています。また、しいたけパッケージセンターも地域の雇用拡大に寄与しています。両施設ともに順調に操業していることから、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」により、さらなる雇用拡大を目指し、施設の増設や生産能力の拡大が行われました。

平成20年度に改修工事を実施した「はちもり観光市」は、毎週土、日曜日に開催され、魚介類のほか水産加工品などの特産品を販売し、地場産業とリンクした観光施設として成果を上げています。

既存企業に対しては、経済基盤が弱いため、引き続き経営の安定化への支援策を講じる必要があります。

(3) 企業の誘致対策

本町の企業誘致の現状は、昭和44年の繊維工業の八森工場進出を皮切りに、電子機器製造業やプラスチック製品製造業など7社が進出し、雇用の拡大・所得の向上が図られました。しかし、長引く不況を背景に、リストラ、ハイテク化、ボーダーレス化など企業を取り巻く環境の変化とともに、誘致企業の閉鎖、撤退が相次いでいます。

工業の概要ですが、町内製造業の経済センサス結果によると、平成24年には34事業所、従業者数535人、売上高3,163百万円であったものが、令和3年には26事業所、従業者数441人、売上高4,204百万円となっており、事業所数、従業者数ともに減少が顕著となっています。秋田県全体についても同様に減少傾向にあり、人口減少と高齢化に加え、物価高騰や長引く不況により経営環境は厳しさを増しています。

今後は、秋田県企業誘致推進協議会と連携し関係機関が一体となって優良企業の誘致活動を行うとともに、技術や知識集約型のベンチャー企業や福祉サービス型企業の誘致により、新たな雇用の場の創出による若者の定住を促進する必要があります。

(4) 起業の促進

本町の商工業の新たな展開として、経済のグローバル化や高度情報化、環境重視などの社会の変化に対応できるよう、時代に適合した新産業・新事業の創出を促進する必要があります。

(5) 商業の振興

本町の小売商業の大半は商品雑貨を主とした小規模な商店であり、付近住民が主たる客となっています。経営基盤が弱く、専門店化、大型店化は困難であり、さらに、町民の生活圏の拡大や能代市の大型店の整備、24時間コンビニエンスストアの開店もあり、地元商店をとりまく環境は極めて厳しい状況にあります。

(6) 観光又はレクリエーション

本町は起伏に富んだ海岸線と世界自然遺産白神山地、そこを源として注ぐ清流など豊かな自然資源と、ハタハタ館や御所の台ふれあいパーク、ぶなっこ

ランド、ポンポコ山公園など充実した観光レクリエーション施設を有する町です。主たる町の観光拠点施設であるハタハタ館についても、安定した経営を目指していますが、観光需要の変化に対応できるよう適切に整備を進める必要があります。

観光客数については、秋田県観光統計による観光客入込客数は、令和2年が585,298人で、令和6年は329,803人まで大きく減少しています。この要因は、大規模豪雨災害の発生やゴルフ場の事業停止、さらには、産直施設2か所の来客数の減少が大きく影響しています。

宿泊者数については、新型コロナウイルス感染症で減少しましたが、行動制限の緩和後も回復の兆しが見えない状況です。一方で、町営の御所の台オートキャンプ場の延べ利用者数は、令和3年が5,274人、令和7年が3,537人と減少しているものの、この5年間の平均は4,370人と好調に推移しており、約4割は県外客であることから地域経済への波及効果が期待できることから、老朽化している施設全体のリニューアルが必要となっています。

このほか、全国的に訪日外国人観光客の増加傾向が続いており、本町でも案内システムの充実や人材育成、広範囲な観光ネットワークの確立などが検討課題となっているとともに、観光施設等における公衆無線LANの整備や魅力あるツアー商品の造成が求められています。

2 その対策

(1) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

- 市場や消費者ニーズに対応できる強い農業を育成するため、優良農地の集積、大型農業機械の導入が可能な基盤整備や農道等の整備など低コスト化を進めます。
- 後継者不足を解消するため、農作業受託組織や共同経営、農業法人、組織再編など多様な担い手の育成を図るため、大規模農家との意見交換を行いながら、生産拡大と組織強化を進めます。
- 地産地消やスローフード運動など、消費者に身近で顔の見える活動を促進します。
- 安定した複合経営を確立するため、契約栽培などの新たな生産体制の構築や栽培技術の向上など、多様な畑作振興を図ります。
- グリーンツーリズムなど観光産業との連携を検討し、担い手の確保・育成に努めます。
- 遊休農地の解消や農家所得向上のため、生薬の栽培を推奨し、国内産地化を目指します。また、生産拡大に伴って増大する規格外品（食品原料）を活用した特産品開発を推進します。
- ネギ・キャベツ・ミョウガなど振興作物の生産を促進します。
- サル・クマ害防止事業の充実を図るとともに、追い上げ手段の強化に努めます。
- ほ場の未整備地区における担い手不足の減少に伴う耕作放棄地の拡大防止を図るため、土地改良を行います。

イ 林業の振興

- 林業のコスト低減と施業の簡便化のため、林道及び作業道の整備や維持管理に努めるとともに、林業施業団地には計画的に林道及び作業道を整備します。
- 森林の機能が高度かつ持続的に発揮されるよう、多様な樹種により構成される複層林への誘導、造成を推進します。
- 公益的機能が高い広葉樹林の森林造成の取り組みを促進するとともに、特用林産物の生産拠点整備に努めます。
- 分収林制度を維持し、森林の保育管理を支援するとともに、間伐による適切な密度管理を推進し、森林の健全化を確保します。
- 森林台帳を整備するとともに、放置林の調査とその解消に向けた取り組みを検討します。
- 地元産材住宅の推進、公共施設等への木材利用の推進、バイオマス利用の促進、新規需要の開拓など低炭素社会づくりに向け、「コンクリート社会から木の社会」への転換に努めます。
- 松くい虫被害対策及びナラ枯れ被害対策を推進し、森林の荒廃を防止します。
- 高性能林業機械の導入支援を行い、林業生産の効率化による安定した林業経営の確立に努めます。

ウ 水産業の振興

- 観光産業との連携によるブルーツーリズムを実践し、担い手の確保・育成に努めます。
- 国、県や漁協等と連携し、若手漁業者の支援、育成に努めます。
- 国、県や漁協等と連携し、資源管理型漁業と栽培漁業の充実に努めます。
- 陸上養殖企業の育成支援に努めます。
- つくり育てる漁業に対応した漁港や自然環境と調和した漁港など、漁港の整備を計画的に促進します。
- ハタハタ等の産卵場である藻場の造成を積極的に推進するとともに、アワビ、岩ガキ、ナマコやギバサなど磯物資源の増産のための漁場の整備に努めます。
- 並型魚礁や人工礁漁場の造成に努めます。

(2) 地場産業の振興

- 奨励金等優遇措置の活用を促進します。
- 雇用創出活動支援補助金などにより、新商品、特産品の開発・研究を支援します。
- 最新凍結技術の導入及び活用を検討します。
- 国・県・民間の事業を活用し、特産品技術の向上やマーケティングなどを支援します。
- 白神山地のネームバリューを活用した商品、土産品や「八峰白神ブランド」のセット商品の開発を支援します。

- 首都圏で開催される物産展や商談会への参加を促進するなど特産品等の販路開拓を支援します。
- 「峰浜培養」でのシイタケの生産体制強化を図るため、施設・設備の改修を行います。

(3) 企業の誘致対策

- 秋田県企業誘致推進協議会及び近隣市町と連携し、優良企業及び研究機関等の誘致活動を行います。
- 観光産業と連携し、関連企業の誘致に努めます。
- 秋田県北部エコタウン計画を基本に、リサイクル企業の誘致に努めます。
- 遊休施設を活用し、企業の誘致に努めます。

(4) 起業の促進

- 雇用創出活動支援補助金などにより起業活動を促進します。
- まちの立地条件など特性を活かし、新エネルギー関連企業やリサイクル企業など、新たな企業の創出を支援します。
- 創業に役立つ講座等を開催し、起業に向けた環境づくりを支援します。

(5) 商業の振興

- 商工会との連携を強化し、商業の基盤づくりを支援します。
- 短期のプレミアム商品券や継続商品券の発行を支援し、地域住民の消費意欲の回復や地域商業の活性化に努めます。

(6) 観光又はレクリエーション

- 「ハタハタ館」と「あきた白神体験センター」の連携強化を図るとともに、施設・設備の充実に努めます。
- 地域資源を活用した事業の充実と施設の整備を行い、体験型・滞在型観光地への転換を図ります。
- 観光施設等における公衆無線LANの整備や照明のLED化を促進します。
- 訪日外国人観光客の増加に対応するため、人材育成や環境整備に努めます。
- トレッキングコース等の整備を行い、観光振興と健康づくりの環境整備に努めます。
- 道の駅の移転やキャンプ場の改修により、御所の台エリアを観光の軸とした地域産業の振興と活性化を図ります。

(7) 産業振興の促進を図るための対策

- 食料品や飼料、木材・木製品、輸送用機械器具等、地域資源を活用する製造業について、高度な技術を持った企業などを誘致するなど、資源の高付加価値化や新たな商品開発・技術開発やブランド化に産業団体や企業が連携して取り組むなど、更なる地域資源の活用をして、産業

振興の促進を図ります。

- 光ケーブル等を活用することにより、地理的条件による不利が比較的少ない情報サービス業等において、サテライトオフィスの誘致、道の駅の道路情報の発信等を行い産業振興の促進を図ります。
- 当町の旅館業については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により利用者が減少傾向にあります。今後は、設備投資を促進するための租税特別措置又は地方税の不均一課税の活用促進をして、産業振興の促進を図ります。

(8) 他市町村等との連携

- 世界遺産白神山地を軸とした観光振興、地域産業の振興、観光施設の維持管理等の取り組みを他市町村等と連携しながら実施することで、産業振興全般の促進を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業 水産業	● 県営林道峰浜線開設事業	秋田県	負担金
		● 林道熊沢線改良事業	八峰町	
		● 林道泊沢線2号橋 橋梁補修事業	八峰町	
	(2) 漁港施設	● 水産物供給基盤整備事業 岩館漁港（外郭、係留）	秋田県	負担金
		● 水産物供給基盤機能保全事業 岩館地区及び八森地区漁港施設の長寿化を図るための整備を行う	秋田県	負担金
		● 水産環境整備事業 八森地区増殖場の整備を行う	秋田県	負担金
	(3) 経営近代化 施設 農業 林業 水産業	● 高性能農業機械導入補助金	J A秋田 やまもと	補助金
		● 県営土地改良事業負担金	秋田県	負担金
		● 団体営農業水路等長寿命化改良事業負担金	秋田県	負担金
	(4) 地場産業の 振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設			
		● 薬用植物収穫調整施設 改修事業 生産能力の強化のため改修を行う	八峰町	
		● ふれあい農園改修事業 生産能力の強化のため改修を行う	八峰町	

		●峰浜培養施設整備事業 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	峰浜培養	補助金
	加工施設			
	流通販売施設			
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
	(7) 商業 共同利用施設			
	その他			
	(8) 観光又はレクリエーション	●ハタハタ館改修事業 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	八峰町	
		●森林科学館改修事業 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	八峰町	
		●八森観光市改修事業 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	八峰町	
		●ポンポコ山公園パークセンター改修事業 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	八峰町	
		●道の駅はちもり移転事業 移転等計画のためにトイレ、駐車場及び連絡通路等の施設整備を行う	八峰町	
		●御所の台キャンプ場改修事業 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	八峰町	
		●観光施設照明LED化事業	八峰町	

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>●公共施設解体事業</p> <p>①事業の必要性 本町は昭和50年から公共施設等への集中的な投資を行ってきたことから今後それらの施設が一斉に更新時期を迎える。不要となった施設については、老朽化等による倒壊等を未然に防ぎ地域の安心安全を確保するため解体・撤去する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 公共施設等総合管理計画に基づき老朽化による損傷が激しく転用等の見込みがない施設については解体・撤去する。</p> <p>③事業の効果 施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に亘り過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>④対象施設 母谷山レクリエーション施設トイレ及び休憩所、農村広場（ミニ公園）トイレ、溪流観察館、御所の台ふれあいパーク内の公衆トイレ及び野外音楽堂、木工体験館、動植物観察館、消防団器具置場等</p>	八峰町	施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に渡り過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	(10) その他			

4 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
八峰町全域 (過疎地域全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、2及び3のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興のための施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

第4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

情報化が進展する中で、それらを使えるようになるための知識や技術を普及することも重要であり、学校教育や生涯学習などを通じて、新しい技術に対応できる人材の育成や世代別の学習ができる機会を増やすことが必要です。

テレビ放送やラジオ放送は町民にとって娯楽であるとともに、貴重な情報収集源でもあることから、いつでも利用できる環境を維持していくことが必要です。

1 現況と問題点

情報・通信ネットワークは、日常生活や経済活動に欠かせないほか、災害時など緊急時の通信手段として重要な役割を担っているなど、本町のインフラとしても不可欠なものであり、関係機関や民間機関と連携し、整備を進めていくことが重要です。また、高度化した通信機器の普及により、新たな通信環境が求められておりますが、現状では、公共無線LANの開放施設が少ないため、ニーズに合わせて利用エリアを広げていくことが必要です。また、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い発生した難視聴地域については、老朽化による受信点設備やケーブル等の更新を検討しなければなりません。このほか、津波状況の正確な把握と津波データの収集のため、監視カメラ等を整備しましたが、災害時の情報源であるラジオの難視聴地域が存在するため災害時の情報収集が可能になるよう整備が必要です。

2 その対策

(1) 情報基盤の整備

- ア 町有宿泊施設へのWi-Fi設置を推進します。
- イ 高齢者安否確認や在宅健康管理、遠隔診療、遠隔授業など、健康・福祉、教育分野等における高速情報通信機能を活用したシステム構築を検討します。
- ウ 地上デジタルテレビ放送の難視聴となる地域において、老朽化による受信点設備やケーブル等の更新などを検討します。
- エ 民放ラジオの難視聴地域において難視聴解消事業を検討します。
- オ 電気通信事業者に対し、携帯電話のエリア拡大の要望を検討します。
- カ 町内の拠点施設においてWi-Fi設備の充実に努めます。

(2) 高度情報化に関する知識の普及

ア 学校教育でのICT教育の充実を図ります。

情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっています。ICTを活用しながら、地域間・学校間で格差のない、豊かな学びを保障する必要があります。町内の子ども園及び小中学校等に電子黒板やデジタル教科書、1人1台端末等を整備することにより、幼児期からICT活用能力の育成が図られ、他の地域や学校との教育格差をなくすことができます。

イ 高度情報化について、生涯学習での取り組みを充実します。

ウ 高齢者を対象に各地域でスマートフォンやパソコン講座を開催するなど、学習機会の充実、情報の利用促進を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設	●地上デジタル放送難視聴対策事業	八峰町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	●学校ICT環境整備事業 ①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっている。学校でICTを活用しながら、地域間・学校間で格差のない、豊かな学びを保障する必要がある。 ②具体の事業内容 小中学校にネットワークおよびハード(電子黒板、1人1台端末等)・ソフト(デジタル教科書、授業支援ソフト、校務支援システム等)を整備する。 ③事業効果 学校でICTを活用することにより、他の地域や学校との教育格差をなくすこと、校務支援システムにより教職員の事務処理の効率性及び正確性の向上を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	八峰町	学校でICTを活用することにより、他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>●子ども園 I C T 環境整備事業</p> <p>①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっており、I C T 教育の必要性は高まっているが、幼児期は I C T に触れる場が家庭に限定されているため、小学校入学時点で I C T の理解などに開きが見られる。</p> <p>②具体の事業内容 町内の子ども園に電子黒板等を整備し、I C T を活用した幼児教育を実施する。</p> <p>③事業効果 I C T に習熟した人材の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	I C T に習熟した人材の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
--	--	---	-----	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化のための事業の実施にあたり、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を把握し、改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

第5 交通施設の整備・交通手段の確保

(1) 交通施設の整備の方針

交通施設の整備については、本町と秋田自動車道能代南 I C 及び能代東 I C を結ぶ国道等幹線道路の早期整備が、住民生活の向上と地域の産業振興に不可欠であることから、関係自治体等で構成する各種期成同盟会等の活動の中で、関係機関に強力に働きかけていきます。同時に、町内の基幹道路である国道及び県道については、狭隘箇所等の改良事業や高規格化を要望します。町道においては、住民の安全確保のため、新設改良事業を推進するとともに、生活道路の効果的な維持管理に努めます。さらに、冬期間の交通確保のため、除排雪体制の充実強化を図るとともに、通行不能区間が生じないように、防雪柵等の安全施設の整備を推進します。

なお、道路の整備にあたっては、本町の豊かな自然との融合を図るとともに、交通安全施設、案内看板及び標識等の設置を行い、安全な道路ネットワークの構築を推進します。

通信体系の整備は、過疎地域の活性化・自立に欠かせないものであるため、課題の解決と施設整備を推進し、都市部との格差是正を図り、生活水準の向上に努めます。

(2) 町道の整備

高速交通体系に対応した幹線道路、住民生活に影響の大きい喫緊の課題を抱えている狭隘な道路及び災害時に孤立する集落の解消を図るためのバイパス整備など、効率的な道路網の構築を図るため、町道の新設改良及び側溝や舗装整備を計画的に推進します。

また、道路・橋りょうにおいては、長寿命化計画等に基づき、年次計画で補修・改良を実施し、効率的な維持管理に努めます。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

ア 農道の整備の方針

土地改良事業に伴う農道と土地改良以外の共同利用農道について、それぞれの維持管理を支援します。

イ 林道の整備の方針

森林の適正な整備及び保全を図るため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進が必要不可欠なものとなっており、これらの施業を効率的に行うための林道整備がますます重要になってきています。

林道の整備にあたっては、森林のもつ公益的機能が高度に発揮されるように、切土・盛土のバランスに留意し適正な路線配置等により、今後も新設・改良を計画的に進めていく必要があります。

ウ 漁港関連道の整備の方針

地域で水揚げされた水産物等をスムーズに物流に乗せるため、漁業関係者や流通関係者との協議を行い、漁港関連道の整備について関係機関に働きか

けていきます。

(4) 交通確保対策

公共交通移動手段の主流であった鉄道や路線バスはモーターゼーションの進展によって瞬く間に自家用車に取って代わられました。これに人口減少による急激な利用者の減少が加わって赤字路線の増加に繋がっています。

本町の公共交通は、鉄道のJR五能線が運行しています。路線バスは民間による運行が廃止され、現在は、町で巡回バス事業を実施しているほか、ドアツードアで移動できるデマンド型乗合有償運送事業も実施しており、町民や観光客の移動手段の確保に努めています。また、園児をはじめ、小中学生の登下校として、スクールバスを運行しています。更に、市町村福祉輸送の外出支援サービス事業や障害者移動支援事業を実施しており、高齢者や障害者等の移動手段の確保に努めています。

今後は、更なる利便性の向上に努めます。

(5) 電気通信施設の整備

防災行政無線は、町民への行政情報の伝達や災害などの緊急時に際し、的確かつ迅速に情報・連絡を伝達するなど、行政運営や防災対策上欠かすことのできないものであることから、今後も引き続き整備に努めます。

情報通信施設の整備拡充により、緊急時における災害情報の迅速な伝達と収集網の確立に努めていきます。

(6) 情報化の推進

高速インターネットなどの情報通信基盤は、地理的不利からくる時間的距離の制約を克服し、日常生活はもとより、産業面、教育面、保健医療面など様々な分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されているため、今後も引き続き基盤整備、維持管理に努めます。

携帯電話については、生活圈エリアではほぼカバーされているため、今後も関係機関との連携を行い環境整備やエリア拡大の促進に努めます。

(7) 地域間交流の促進

高速交通網の整備や情報ネットワークの発達が進むに従い、人々の行動範囲がこれまでとは比較にならないほどの広がりを見せています。さらに、「物」から「心」へ、「金銭的余裕」から「時間的余裕」へと人々の価値観にも大きな変化をもたらし、同時に多様化しています。特に最近では、自然や環境に対する関心が高まっており、田舎志向とも相まって都市住民の地方に対する関心は年々高まっています。

本町は世界自然遺産「白神山地」に隣接し、恵まれた自然環境・観光資源・文化歴史資源等を有していることから、地域間交流の発展可能性を十分持っているといえます。

また、本町は農業・漁業を基幹産業として発展してきた地理的・経済的特性を活用したグリーン、ブルーツーリズムとともに、八峰白神ジオパークを中心としたジオツーリズムが可能であり、これらの総合的なツーリズムを

展開できる環境にあります。

このほか、「ふるさと会」や協定を締結している横浜市や泉佐野市との交流、友好都市である茂木町との交流を継続するほか、子ども達と外国人留学生との国際交流など多様な取り組みを実施していますが、それぞれが一つの交流に止まることなく、相互に連携することにより相乗効果が発揮させ、魅力ある交流活動が展開されるよう努めます。

1 現況と問題点

(1) 町道の整備

本町の町道については、令和6年度末現在で路線数252、実延長は165km、改良率89.2%、舗装率93.2%となっていますが、交通安全対策や住民要望のため、計画的に整備し、令和12年度末までに改良率90%、舗装率95%以上を目指します。

道路は地域間の交流やまちづくりに重要な施設であり、その利便性の確保と産業の振興、広域圏の連携強化を図るために、今後とも計画的に路線整備を実施する必要があります。また、一部海岸線町道においては、落石による被害の恐れのある箇所があることから、その対策が必要です。

橋りょうについては、町内産業の重要なインフラであり、また、災害時などの緊急時のライフラインとして重要ですが、経年により劣化及び損傷が見られるため、長期的なコストを勘案しながら、補修や架替、撤去について検討していく必要があります。

冬期間における除排雪については、本町の全域が豪雪地帯に指定されており、冬期間の良好な交通を確保するため、除排雪体制の強化を図るとともに、防雪柵などの安全施設の整備も必要になっています。

このほか、県外等の遠隔地から本町へのアクセスについては、秋田自動車道能代南IC及び能代東ICを玄関口に、高速道路が利用されていますが、日本海沿岸東北自動車道は部分的な供用開始で全線開通に至っておらず、また、秋田自動車道においても対面交通部分が多く、人的・物的交流の活発化と利便性の向上を図るためには、全線開通と4車線化の早期完成が求められます。これらの高速道路へのアクセス道路は、町を南北に縦断する国道101号と県道常盤峰浜線の一部となっていますが、急勾配やカーブが多く、道路改良やバイパス整備が必要となっているほか、県道常盤峰浜線については、西津軽能代沿岸道路に位置付け、高規格道路として整備する必要があります。

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

ア 農道の整備

土地改良事業に伴う農道整備については、概ね整備されています。土地改良区管理やその他農道の維持補修については、中山間地域等直接支払制度の集落による共同整備や多面的機能支払交付金事業の団体による共同作業によって行われています。

また、町単農業農村整備事業により、幅広く農道等の基盤整備が実施されています。

これらの制度や取り組みにより、今後も農業のインフラ整備に努めます。

イ 林道の整備

生産性の向上や山村の生活環境整備の基盤となる民有林の道路整備状況については、令和元年度末の公道及び林道合計が199,896mで林内道路密度は14.2m/haとなっており、秋田県の17.3m/haと比べ低い数値となっています。これに作業道総延長259,466mを加えると道路密度は32.6m/haとなり、秋田県の37.0m/haと比べ、まだまだ整備が遅れているといえます。林内道路密度については20m/ha以上を目指します。

また、町道と同様に林道についても橋りょうの経年による劣化及び損傷が見られるため、計画的に架替や修繕を実施する必要があります。

ウ 漁港関連道の整備

漁港関連道は漁業の生産基盤施設となっており、管理者である秋田県とともに維持管理や除排雪等について連携を保っています。

(3) 交通確保対策

本町の公共交通機関としては、鉄道のJR五能線が運行しています。路線バスは民間による運行が廃止され、現在は、町で巡回バス事業を実施しているほか、ドアツードアで移動できるデマンド型乗合有償運送事業も実施しており、町民や観光客の移動手段の確保に努めています。また、園児をはじめ、小中学生の登下校として、スクールバスを運行しています。更に、市町村福祉輸送の外出支援サービス事業や障害者移動支援事業を実施しており、高齢者や障害者等の移動手段の確保に努めています。

今後は、益々高齢化が進む本町にとって、更なる利便性の向上に努める必要があります。

(4) 電気通信施設の整備

本町では行政運営や防災対策のため、防災行政無線の完全デジタル化を実施しました。また、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い発生した難視聴地域については、国等の関係機関との連携により整備を実施し、一時的に解消されましたが、ケーブルの老朽化等により更新が必要となります。このほか、津波状況の正確な把握と津波データの収集のため、監視カメラ等を整備しましたが、災害時の情報源であるラジオの難聴地域が存在するため災害時の情報収集が可能になるよう整備が必要となります。

今後については、福祉・医療や教育など幅広い分野の行政サービスに、高速情報通信機能の高度利用の検討が必要とされています。

(5) 情報化の推進

情報通信技術の発展に伴い、都市と地方の間における情報格差は解消されつつありますが、多様化する町民ニーズに対応するため、今後もブロードバンドサービスを提供する基盤整備を推進、維持管理する必要があります。

携帯電話の不感知の状況については、電気通信事業者の取り組みによって生活圏エリアではほぼ解消されており、生活圏エリア以外のエリア拡大が望まれています。

(6) 地域間交流の促進

まちづくりや教育・文化・スポーツなどを通じた地域間交流や国際的視野を広め、国際感覚を高める国際交流など、多様な交流機会の創出が必要となっています。現在、関東ふるさと会と北海道ふるさと会との交流を行っており、関東ふるさと会との交流は年々内容の充実が図られているほか、連携協定による横浜市や泉佐野市、友好都市の茂木町との交流も始まり、更なる深化が求められます。

また、平成24年度に日本ジオパークの認定を受けた八峰白神ジオパークにおいて、ジオツーリズム活動を実施する環境や体制整備が必要となっています。

2 その対策

(1) 市町村道の整備

- 市町村道や橋りょうの新設、改良、補修、拡幅、撤去のほか、落石等による災害未然防止策として法面保護などを実施するとともに、長寿命化計画等に基づいた維持管理に努めます。
- 冬期間の良好な交通確保のため、除雪機械の充実と体制の強化を図るとともに、防雪柵等の安全施設の整備を推進します。
- 日本海沿岸東北自動車道の全線開通、秋田自動車道の全線4車線化、国道101号の整備促進及び地域高規格道路の西津軽能代沿岸道路の整備を関係自治体等で組織する各種期成同盟会で要望活動を展開します。
- 県道常盤峰浜線と町道八森山麓線の接続道路の新設を関係機関に要望します。
- 国道及び県道の拡幅改良等の促進を関係機関に要望します。
- 歩行者の安全確保を図るために、国道及び県道の歩道整備の促進を関係機関に要望します。
- 市町村道や除雪センターなどの必要個所について、照明のLED化を図ります。

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

ア 農道の整備

- 土地改良区、集落協定などの共同取り組みや町単農業農村整備事業を活用した計画的な維持補修の推進に努めます。
- 急傾斜地の崩壊対策等災害の未然防止に努めます。

イ 林道の整備

- 林業のコスト低減と施業の簡素化のため、林道及び作業道の整備維持管理に努めます。

- 林業施業団地に対して計画的に作業道等を整備します。
- 老朽化した橋りょうに対して計画的な補修を実施していきます。

ウ 漁港関連道の整備

- 漁業の生産活動と流通が円滑に進むよう、漁港関連道の整備を関係機関と協議します。

(3) 交通確保対策

- 通勤・通学等の利便性向上のため、J R 五能線のダイヤの改善・充実を要望します。
- 利用者が少ない公共交通について、利便性や利用率の向上に繋がる対策を検討します。
- 巡回バス事業及びデマンド型乗合有償運送事業を継続し、更なる利便性の向上に努めます。
- スクールバスをはじめ、町営診療所送迎バス、八峰町外出支援サービス事業及び障害者移動支援事業を引き続き実施します。
- 大館能代空港利用促進協議会と連携し、空の便の確保に努めます。

(4) 電気通信施設の整備

- 高齢者安否確認や在宅健康管理、遠隔診療、遠隔授業など、健康・福祉、教育分野等における高速情報通信機能を活用したシステム構築を検討します。
- 受信点やケーブル等の老朽化により地上デジタルテレビ放送の難視聴となる地域において、難視聴解消対策に努めます。
- 民放ラジオの難聴地域において、難聴解消について対策を検討します。

(5) 情報化の推進

- 電気通信事業者に対し、携帯電話のエリア拡大を要望します。
- 町内の拠点施設においてW i - F i 設備の充実に努めます。
- テレビジョン放送等の視聴環境の基盤整備について対策を検討します。

(6) 地域間交流の促進

- ふるさと会の組織強化を支援するとともに、茂木町をはじめとした横浜市や泉佐野市との都市住民との交流活動を促進します。
- 移住体験ツアーや田舎暮らし体験等の事業を通して、都市と地域の共生、都市住民と地域住民の関係人口づくりを促進します。
- ジオツーリズム活動に必要な案内板・解説プレートの設置や遊歩道整備など、ジオパーク活動の支援を行います。
- グリーン、ブルー、エコ、ジオツーリズムなど体験交流型観光、環境学習型観光を積極的に推進し、交流機会の増大と交流人口の増加を図ります。
- 子ども達と外国人留学生との交流や町内に在住する外国人との交流など、多様な国際交流を推進します。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備・交通手 段の確保	(1)市町村道 道 路	●町道松原1号線拡幅改良事 業	八峰町	
		●町道夕凧第2団地1号線改 良事業	八峰町	
		●町道観海浜通線道路改良事 業	八峰町	
		●町道石川幹線道路改良事業	八峰町	
		●町道目名潟大沢線道路改良 事業	八峰町	
		●町道明神長根線道路改良事 業	八峰町	
		●町道大沢大野線道路改良事 業	八峰町	
		●市道等改良事業負担金	能代市	広域 負担金
		●町道明神長根線改良事業	八峰町	広域 負担金
		●町道坂形線道路改良事業	八峰町	
		●蝦夷倉道道新設事業	八峰町	
		●町道磯村浜田線道路改良事 業	八峰町	
		●町道大沢大信田線道路改良 事業	八峰町	
		●町道石川中央線法面保護事 業	八峰町	
		●町道田中中央線道路改良事 業	八峰町	
	●町道大槻野中央線道路改良 事業	八峰町		
	●町道萩ノ台線道路拡幅事業	八峰町		
	橋りょう	●橋梁補修・撤去事業 観海橋、内荒巻橋、神陣橋 、苗吉橋、欄干橋、水沢橋	八峰町	
	その他	●J R跨線橋補修・耐震補強 事業 岩小歩道橋、観小歩道橋	八峰町	
		●町道目名潟大沢線防雪柵新 設事業	八峰町	
	●町道あきた白神駅線照明器 具取替事業（L E D）	八峰町		
(2)農道				
(3)林道 橋りょう	●橋梁補修事業 泊沢線（2号橋）、水ノ目沢線 （1号橋・二福橋）、水沢山線 （鰯沢橋）、塙線（3号橋）	八峰町		

	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
	その他			
	(6) 電気通信施設等			
	情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設			
	テレビ放送中継施設			
	有線テレビジョン放送施設			
	告知放送施設			
	有線放送電話			
	防災行政用無線施設			
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	●地上デジタル放送共聴施設改修事業	共同受信施設組合	補助金
		●民放ラジオ難聴解消事業	八峰町	
		●地上デジタル放送難視聴対策事業	八峰町	
	その他の情報化のための施設			
	その他			
(7) 自動車等				
自動車				
雪上車				
(8) 渡船施設				
渡船				

	係留施設			
	(9)道路整備機械等	●除雪機械整備事業 トラック、ドーザー、ロータリー、ローダー、グレーダーほか	八峰町	
		●除雪センター(八森・峰浜)照明取替事業(LED)	八峰町	
	(10)地域間交流			
	(11)過疎地域持続的発展特別事業	●橋梁補修事業 ①事業の必要性 本町の橋りょうの多くは昭和40年代に建設され、老朽化が進行していることから、平成23年度に損傷頻度による修繕順位を管理する橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、その中で橋梁点検調査については5年毎に実施することになっている。 ②具体の事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検調査により橋りょうの現状を把握し、計画及び修繕順位の見直し、損傷箇所等の修繕・撤去を行う。 ③事業効果 効率的・効果的な維持管理が実現され、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	八峰町	効率的・効果的な維持管理が実現され、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>●町道補修事業</p> <p>①事業の必要性 本町では近年の厳しい財政状況から、道路等の施設については事業費の大きい事後的な修繕・架替から予防的な修繕・架替へと計画の転換を推進している。平成25年度に策定した公共土木施設維持管理の「基本方針」と「実施計画」に基づき、劣化が進行する前に補修を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 損傷個所に対して維持管理計画に基づいた予防保全工事を実施する。</p> <p>③事業効果 施設の延命化が図られ、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されことにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	施設の延命化が図られ、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されことにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>●八峰白神ジオパーク推進事業</p> <p>①事業の必要性 各種ツーリズムの確立などソフトの充実による交流機会や交流人口の確保が課題となっている。</p> <p>②具体の事業内容 八峰白神ジオパーク推進協議会の活動に対し、町が支援を行う。</p> <p>③事業効果 本町独自の体験観光や総合的ツーリズムの確立により、交流機会と交流人口の増加にともなう地域の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰白神ジオパーク推進協議会	本町独自の体験観光や総合的ツーリズムの確立により、交流機会と交流人口の増加にともなう地域の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>●八峰町道路長寿命化計画策定事業</p> <p>①事業の必要性 町道路線については職員による日々の巡回や町民からの連絡を元に優先順位を設定し、予防保全や改良を行ってきたが、限られた予算の中で効率的な維持管理を実施していくためにも、より客観的な数値に基づいた順位付けが重要となっている。</p> <p>②具体の事業内容 全ての町道路線について路面性状調査を実施し、長寿命化計画を策定する。</p> <p>③事業効果 長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	<p>長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>●八峰町橋梁長寿命化計画策定事業</p> <p>①事業の必要性 町道橋梁については職員による日々の巡回や町民からの連絡を元に優先順位を設定し、予防保全や改良を行ってきたが、限られた予算の中で効率的な維持管理を実施していくためにも、より客観的な数値に基づいた順位付けが重要となっている。</p> <p>②具体の事業内容 町道橋梁について行った定期点検により得られた情報を元に、長寿命化計画を策定する。</p> <p>③事業効果 長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	<p>長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	(12) その他			

4 公共施設等総合管理計画との整合

道路については、既に作成した「公共土木施設維持管理」の「基本方針」と「実施計画」に基づき、効率的・効果的な維持管理に取り組むとともに、今後の整備方針となる「道路長寿命化修繕計画」を作成します。

橋梁については既に作成した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、整備優先順位を決定し計画的・持続的な維持管理を行っていきます。

また、定期点検によって得られた結果に基づき、橋梁の老朽化による劣化や塩害による損傷を早期に発見するとともに健全度を定期的に把握していきます。

第6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

魅力ある、安全・安心な居住環境の整備を図るため、水道施設等の整備や町営住宅の改修を計画的に進めます。また、救急搬送や火災等の災害時のための消防機能を強化するとともに、ゴミの分別収集や資源リサイクルを推進します。このほか、空き家の適正管理に努め、美しい景観の維持を図ります。

(2) 簡易水道、下水処理施設等の整備

良質な水道水を安定的に供給するため、安全な水源の確保と町営簡易水道の計画的な整備を進めます。下水道については、生活環境の衛生の向上や、河川、海などの環境保全のため、加入率の向上を図ります。同時に、下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽の整備を実施します。公共下水道の水洗化率目標については、令和12年度末までに80%を目指します。また、県が進める、県北地区広域汚泥処理事業に参加し、汚泥燃料化施設を利用して、汚泥のバイオマス資源化を推進します。

(3) 消防・救急施設の整備

本町の消防体制は、常備消防の能代山本広域市町村圏組合八峰消防署と非常備消防の八峰町消防団で構成されています。町全体で高齢化が進むに従い、救急搬送や火災、自然災害時における役割が高くなってきています。施設整備とともに、団員の確保に努めていきます。

(4) 環境衛生の整備

ゴミステーションを核にして家庭ゴミの分別収集を推進し、その処理を行う能代山本広域市町村圏組合の施設維持に努めます。全町民参加のクリーンアップを実施し、環境整備に努めるとともに、廃食用油の回収など、ゴミの減量化とともに資源の地域循環を継続的に実施します。

また、各種団体、町民との連携を強化して不法投棄の防止に努めます。

(5) 町営住宅の整備

低額所得者や定住促進のため、老朽化した町営住宅団地に対して、計画的な維持管理を行います。

また、所得制限のない子育て世帯が入居できる町営住宅の整備を行います。

(6) 空き家の適正管理と有効活用

人口減少に伴い増加傾向にある空き家について、今後も継続的に調査を行い現状把握に努めるとともに、空き家の状況に合わせた適正管理と有効活用に努めます。

(7) 定住・移住

町民が将来にわたって町に住み続けることができるよう、住宅の改築などへの支援を行うとともに、新規の移住者に対しても定住に繋がるよう支援を行います。

(8) 公共施設等の管理

少子高齢化等による人口減少や、今後ますます厳しさを増す財政状況を考慮すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは非常に困難と考えられることから、維持管理費用の縮減を図りながら延床面積を、令和7年度と比較して12%縮減することを目指します。

1 現況と問題点

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

本町では、昭和37年から簡易水道事業を展開し、町民の生活基盤を支えてきましたが、施設の老朽化が著しく、大規模な改修が必要となっています。

本町の下水道は、特定環境公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水及び合併処理浄化槽を整備し、下水道普及率は令和6年度末において97%になっていますが、水洗化率は74.6%と依然として低迷しており、水洗化率の向上と下水道処理区域外の合併処理浄化槽の整備が必要となっています。

また、下水処理後の汚泥については、固形燃料などへのリサイクルが可能ですが、本町では有効活用が行われていない状況にあります。

(2) 消防・救急施設の実態

本町の消防団は、合併時（平成18年3月27日）の19分団制から再編が進み、現在は本部分団を除く15分団制となっています。団員定数については330人となっていますが、実員数は237人で93人の欠員となっています。

団員の高齢化やサラリーマン化による団員不足が深刻化している中、現在、消防団再編検討委員会を立ち上げ、10年後、20年後を見据えた組織体制の見直しを図るとともに、消防団は町民の生命と財産を守るという重大な使命を帯びていることから、より効率的な活動が行える資機材の充実強化を図る必要があります。

また、常備消防については、時代に即応した消防体制が必要になっており、能代山本広域市町村圏組合と連携しながら、消防ポンプ車や高規格救急車等の整備に努めなければなりません。

一方で、総合的な防災の指針として、平成29年度に八峰町地域防災計画を改定し、危機管理体制・防災体制整備の方針を示したほか、防災関連施設としては、平成21年度に防災備蓄倉庫を建設するとともに、東日本大震災を教訓に、津波対策として避難路の整備を実施しました。今後も各自治会との連携や広報等を通じて、更なる防災意識の啓発に努めていく必要があります。

さらに、要支援者・援護者支援として現在、消防、福祉担当者においてその役割を検討しています。

(3) 環境衛生の整備

本町のごみ収集体制は、業者委託により、可燃ごみ、不燃・粗大ごみとびん・缶・ペットボトルなどを収集しています。収集の核となるゴミステーションについては、峰浜地区では合併以前から実施されていましたが、合併を機に八森地区でも実施しました。その結果、収集業者の労力が減り、委託費の削減に繋がっています。収集されたゴミについては、令和8年度より、能代山本広域市町村圏組合が運営する能代山本クリーンセンターで処理されます。

ごみの減量化については、いずれも令和7年度データで、本町での家庭1人あたり1日に出すごみの量は907gとなっており、秋田県の935g（参照：秋田県循環型社会形成推進基本計画）と比較して少なくなっています。しかし、本町での家庭1人あたり1日に出すごみの量は年々増加しているため、今後も引き続きゴミ減量化に向けた施策の展開が必要となっています。

ゴミの分別収集や再生利用を推進する一方で、不法投棄は依然散見されるため、その対策が課題となっています。

(4) 町営住宅の整備

本町では、低額所得者や定住促進のために町営住宅整備を実施し、現在では6団地93戸が整備されています。これまで、地域住宅交付金などを活用しながら老朽化した屋根の整備や下水道接続などの整備を進めてきました。

団地の中には建設から相当年数経過したものもあり、給湯施設などの経年故障も目立つようになってきています。また、若年者の減少や町外流出が続く中であって、若者の定住や安心して暮らすことのできる住環境の整備が必要となっています。

このほか、地元での子育てを希望しながらも、公営住宅の所得制限や賃貸物件の不足等により町外へと流出する子育て世帯が見られるため、地域活性化住宅等、公営住宅以外の住環境の整備も課題となっています。

(5) 空き家の適正管理と有効活用

高齢化と人口流出により、町内には500件を超える空き家があります。それらのなかには比較的管理状態が良いものの、持ち主が遠隔地に居住しているなど、将来的に管理が行き届かなくなる恐れがあるものや、状態が悪化し景観面だけでなく倒壊や火災、犯罪等の恐れがあるものなど、空き家によって様々な状態にあることから、それぞれに応じた適正な管理と有効活用が必要となっています。

(6) 定住・移住

秋田県やふるさと回帰・移住交流推進機構等と連携し、定住・移住施策の情報発信に努めています。

今後は、定住移住相談窓口や移住コンシェルジュの配置など、ソフト面の充実を図る必要があります。

(7) 公共施設等の管理

今後、予想される厳しい財政事情の中で歳入規模にあった歳出構造への転換を図るため、省エネ化等による公共施設に係る各種費用の縮減を進めるとともに、設備の更新や建て替えの際にはライフサイクルコストを考慮した計画的な整備を行うことにより、財政負担の平準化を図っていくことが必要になります。

2 その対策

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

- 町営簡易水道においては、施設の老朽化に伴い、八森・峰浜両地区の施設の改修事業を計画的に進めます。
- 生活環境の整備及び公共用水域の環境保全を図るため、下水道の整備を推進していますが、下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽事業を実施します。
- 下水道等の普及は完了しましたが、加入率が低迷していることから、各種助成や融資制度を周知し、加入率の向上に努めます。
- 終末処理場等の下水道施設については、ストックマネジメント計画の策定を行い、適切な更新及び維持管理を実施します。
- 公共下水汚泥の処理のため、関係機関との連携の上、県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に努めます。
- 旅館、公衆浴場等の営業施設の指導や斎場の適切な維持管理、狂犬病の予防等を行い、衛生環境を保ちます。

(2) 消防・救急施設の整備

- 地域、社会が連携し、消防団活動に理解を深め、新規団員の確保に努めます。
- 消防団の消火活動の要である消火栓、小型動力ポンプの更新に努めます。
- 広域構成市町協議の上、広域消防体制の充実に努めるとともに、消防ポンプ車や高規格救急車等の整備に努めます。
- 防火水槽や消火栓などの水利施設の計画的な整備に努めます。
- 小型動力ポンプ付積載車等の消防設備の充実に努めます。
- 自主防災組織の育成強化を図ります。
- 八峰町地域防災計画を基に、災害の予防から応急対策、復旧等の総合的な防災体制の確立に努めます。
- 地域防災訓練などを定期的実施し、防災意識の高揚に努めます。
- 要援護者対策を確立し、高齢者を災害発生時に迅速な始動により保護します。

(3) 環境衛生の整備

- ゴミステーションを核に、これまで同様分別回収を推進するとともに、

廃食用油の回収や古紙回収等を実施し、ゴミ減量化と資源の地域循環意識を高めます。

- 八峰町から排出される一般廃棄物を処理する能代山本クリーンセンターや、し尿処理施設である中央衛生処理場の施設整備、維持管理に努めます。また、南部清掃工場及び北部粗大ゴミ処理工場の除却を実施していきます。
- 全町クリーンアップを実施し、ゴミ回収を通じたコミュニティ活動を支援します。
- 不法投棄の防止のため、関係機関や住民との連携を強化します。
- し尿汚泥の処理のため、関係機関との連携の上、県北地区広域汚泥処理施設を整備します。

(4) 町営住宅の整備

- 低額所得者、定住希望者が安心安全に居住することができるよう、改修を含め適切な維持管理を行います。
- 若者及び子育て世代向けの町営住宅を整備し、若年層の町外流出を防ぐとともに町外からの移住を図ります。

(5) 空き家の適正管理と有効活用

- 防犯・防災上の危険がある空き家の所有者に対して指導を行い、危険度の高い空き家の解体については支援を行います。
- 状態の良い空き家について、空き家バンクへの登録を促し、定住・移住者の確保を図ります。
- 定期的に町内の空き家の実態調査を行い、より効果的な空き家対策を検討します。

(6) 定住・移住

- 住宅の新築・改築への支援を行い、定住者の確保を図ります。
- 単身・家族で転入した町民に対して、生活支援や定住用住宅の取得への支援を行います。
- 定住移住相談窓口や移住コンシェルジュを設置し、定住移住情報の発信強化と相談体制の充実を図ります。

(7) 公共施設等の管理

- 危険性が高いと認められたものや、老朽化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等について、売却や貸付が見込めない場合は、安全確保の観点から原則として解体撤去し、安全対策に努めます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 下水処理施設 公共下水道	●公共下水道事業 老朽化により不具合が生じた部分の改築、改良工事	八峰町	

	公共下水道施設			
	農業集落排水施設	●農業集落排水事業 老朽化により不具合が生じた部分の改築、改良工事	八峰町	
	漁業集落排水施設	●漁業集落排水事業 老朽化により不具合が生じた部分の改築、改良工事	八峰町	
	地域し尿処理施設	●浄化センター長寿命化事業 沢目浄化センター及び八森浄化センターの設備更新工事	八峰町	
	その他	●特定地域生活排水処理事業 対象地区：全町 10基設置	八峰町	
	(2)一般廃棄物処理施設	●能代山本クリーンセンター整備事業負担金	能代山本 広域市町 村圏組合	負担金
	ごみ処理施設	●一般廃棄物処理施設給水管 布設事業	能代山本 広域市町 村圏組合	負担金
	し尿処理施設	●県北地区広域汚泥処理施設 事業負担金 汚泥燃料化施設の維持管理負担金	能代山本 広域市町 村圏組合	負担金
	その他	●中央衛生処理施設整備事業 負担金 老朽化した施設の長寿命化及び機能向上を図るため改修を行う。	能代山本 広域市町 村圏組合	負担金
	(3)火葬場	●能代市斎場整備事業負担金	能代市	負担金
	(4)消防施設	●小型動力ポンプ等更新事業	八峰町	
		●消防・救急車両整備事業	能代山本 広域市町 村圏組合	負担金
		●消火栓更新事業	八峰町	
	(5)水道施設			
	上水道			
	簡易水道	●八森地区簡易水道施設更新 事業	八峰町	
		●峰浜地区簡易水道施設更新 事業	八峰町	
	その他			
	(6)町営住宅			

(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>●公共施設解体事業</p> <p>①事業の必要性 本町は昭和50年から公共施設等への集中的な投資を行ってきたことから今後それらの施設が一斉に更新時期を迎える。不要となった施設については、老朽化等による倒壊等を未然に防ぎ地域の安心安全を確保するため解体・撤去する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 公共施設等総合管理計画に基づき老朽化による損傷が激しく転用等の見込みがない施設については解体・撤去する。</p> <p>③事業の効果 施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に亘り過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>④対象施設 母谷山レクリエーション施設トイレ及び休憩所、農村広場(ミニ公園)トイレ、溪流観察館、御所の台ふれあいパーク内の公衆トイレ及び野外音楽堂、木工体験館、動植物観察館、消防団器具置場等</p>	八峰町	施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に渡り過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>●住まいづくり応援事業</p> <p>①事業の必要性 住宅の新築及び省エネ等リフォーム工事等を行う子育て世帯や支え合い世帯等が安全・安心で快適な生活が営めるよう総合的な支援が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 新築、省エネ等リフォーム、耐震改修や空き家購入など、住宅整備に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>●安全安心なまちづくり推進事業</p> <p>①事業の必要性 高齢化と人口減少に伴う空き家の増加に加え、近年道路に面した塀や樹木の管理が課題となっている。</p> <p>②具体の事業内容 危険な空き家の除却、ブロック塀等の除却又は改修、樹木の伐採に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>●浄化センターストックマネジメント策定事業</p> <p>①事業の必要性 沢目地区浄化センター及び八森浄化センターの老朽化に伴い、維持管理を効果的かつ効率的に実施するための計画が必要。</p> <p>②具体の事業内容 浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画に基づいた設備更新を行う。</p> <p>③事業の効果 老朽化した設備の更新により維持管理経費が低減されるとともに、長期計画に基づいた整備の実施により経営の安定化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	
		<p>●簡易水道アセットマネジメント策定事業</p> <p>①事業の必要性 沢目地区簡易水道及び八森地区簡易水道の老朽化に伴う更新需要の増大に対し、効率的に更新するための計画が必要。</p>		

		②具体の事業内容 沢目地区簡易水道及び八森地区簡易水道のストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた更新を行う。 ③事業の効果 老朽化した設備の更新により維持管理経費が低減されるとともに、長期計画に基づいた整備の実施により経営の安定化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	八峰町	
	(8) その他			

4 公共施設等総合管理計画との整合

簡易水道については、定期的な点検を継続的に実施し、適切な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、長寿命化を推進することでトータルコストの最小化に努めます。

下水道については、定期的な日常点検を実施しており適切な維持補修に努め、処理場の機能維持及び延命化を図っていきます。

消防施設については、計画的な点検や改修等を行い、長寿命化を推進します。老朽化が著しいものについては解体を検討します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉サービスの充実と在宅福祉サービスを中心とするネットワークを推進するとともに、地域社会でともに支え合う相互扶助社会を構築するため、福祉関係団体を支援し地域ぐるみの福祉体制の整備を図ります。

誰もが安心して暮らすことができ、いたわりとぬくもりのある高齢化社会を目指し、介護や支援の必要な高齢者のための介護保険制度の円滑な実施への取り組み、一人暮らしなどで不安を抱える高齢者に対する在宅で安心して自立した生活が継続できるための支援、元気な高齢者に対する健康の維持増進、生きがい対策など社会参加の促進のための施策を実施します。

(2) 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

少子化や核家族化が進行する中、児童一人ひとりが個性を輝かせながら、心身ともに健やかに育つよう、多様なライフスタイルに合わせた子育ての支援の充実に努めます。少子化や核家族化の進展に合わせ、すべての児童の最善の利益を確保し健康や安全に努めるほか、育児相談や就学前の子育て支援の充実に努めます。

また、障がい者に対する関心とノーマライゼーションの考え方を基本に、障がい者が住み慣れた地域社会の中で、障がいの程度や能力に応じた社会参加ができるように、そして、ライフステージに沿った療育、機能訓練を受けながら可能な限り自立した生活を営めるよう、また、地域で孤立しないように町、社会福祉協議会、障害者基幹支援センター、地域等が協力しながら支えていきます。

このほか、結婚を希望するより多くの若者が望みを叶え、希望する時期に安心して出産・子育てができる社会づくりを目指して、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事と育児の両立といったライフステージに応じた施策を、切れ目なくより強力に推進します。

1 現況と問題点

(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

介護保険事業における高齢者への介護サービス及び介護予防サービスについては、介護認定区分に応じて必要なサービスが提供されています。

一方で、そうしたサービスが必要とされるにも関わらず、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加や、地域とのつながりが希薄なことなどによって、それらを受けられていない方も一定数いるものと考えます。

こうした人たちが孤立しないよう、また、在宅で安心して生活できるように、関係機関による見守り活動や配食サービス事業などを実施していますが、高齢者福祉のニーズも多様化してきているため、それらに対応すべく事業の見直しや検討が必要と考えます。

この他、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度による特定健診のほかに

糖尿病性腎症重症化予防、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施によるフレイル予防、高齢者歯科健診など健康寿命延伸への取組も実施しています。

いずれにしても、必要なサービス等を必要な高齢者に適切に提供できるよう、関係機関と柔軟に連携していく必要があります。

また昨今、身寄りのない高齢者、親類がいても頼ることができない高齢者が増加傾向にあり、そうした方の身元保証や死後事務において支障が生じる恐れがあり、実際に成年後見支援制度を利用しているケースもあります。今後に備え、権利擁護に係る体制整備を検討する必要があります。

(2) 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

核家族化による家族構成の変化、母親の就労機会の増大など、児童を取り巻く環境は加速度的に変化しています。本町には、町立認可保育所が3施設ありましたが、人口減少と出生数の減少により、園児数は年々減少傾向にあります。また、3歳未満児の保育が多くなり、子育て世帯の共働きが増加傾向にあることから保育延長等の要望も強くなっています。

町では平成26年度に八森地区の3園を廃止して新たに八森子ども園を、令和2年度に峰浜地区の2園を廃止して新たに峰浜ポンポコ子ども園を開園しましたが、このほかにも地域のニーズに応えた施設の多機能化や、就業形態の多様化に対応した保育サービスの検討が必要となっています。また、子育てに対して不安や疑問を持つ家庭の援助や児童虐待対応等の連携を強化するため、こども家庭センターの設置を予定しています。

母子保健関係では、子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠から子育てまでの相談業務や健康診査、育児指導、予防接種を実施しています。子育て支援として、医療保険の対象とならない任意予防接種（おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザ）に対して助成をしていますが、物価高騰等により子育てに係る経費の負担が重くなっています。

障がい者が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現のため、自立訓練や創作活動などの日中活動系サービスや、地域活動支援センターの充実を図る必要があります。

結婚については、独身男女の出会いの場の減少などにより晩婚化・未婚化が増加傾向にあります。出会いに繋がる各種イベント等の実施や結婚支援員の育成等を行い、様々な支援体制の整備を図る必要があります。

2 その対策

(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 介護保険事業の円滑な実施を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携強化を図り、地域包括ケアシステムの確立を目指します。
- 保険事業のほかに配食サービスや軽度生活援助事業（町）、日常生活自立支援事業（社協）、高齢者等見守り事業（町委託）などの活用により、在宅で安心して健康的に生活できるよう支援に努めます。

- 高齢者保健福祉サービスの充実を図り、生きがい対策や就労の確保等に努めます。
- 高齢者福祉施設の充実に努めます。
- 糖尿病性腎症重症化予防、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施によるフレイル予防、高齢者歯科健診など健康寿命延伸への取組を実施します。
- 権利擁護に係る体制整備を検討します

(2) 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 放課後児童の健全育成のため、施設の整備に努めます。
- 地域のニーズと調整を図りながら、子育て中の保護者が子どもとともに気軽に集える拠点として、自治会館の活用を検討します。
- 生活習慣を改善し、生活習慣病等の発症を予防するため、歯周病予防・骨粗しょう症予防・病態別・一般の健康教育を実施します。
- 脳卒中・心臓病等生活習慣病の早期発見を図るため、医療機関方式・集団方式で特定健康診査を実施します。
- 結核・肺がんの早期発見のため、特定健康診査と同時に胸部総合検診を実施します。
- がんの早期発見のため、医療機関方式・集団方式で子宮がん、乳がん、大腸がん、胃がん検診を実施します。
- 健康診査等の要指導者に個別に訪問し、健康相談や指導を行います。
- 妊娠届時に母子健康手帳を交付し、適切に妊娠期間を過ごすことができ、安全な出産に繋がるよう保健指導を行います。
- 乳児期から幼児期にいたる時期に適切な育児ができるよう、グループワークを中心に1歳児健康相談を実施します。
- 乳幼児の感染症予防のため、予防接種を実施します。
- 健康づくりと母子保健活動の拠点として、八森保健センターを有効に活用するため、施設改修及び照明のLED化を図ります。
- 乳児、1～5才児での健康診査を実施し、異常の早期発見と合わせて育児についての相談を行います。
- 子育て支援のため医療費や保育料の軽減を図るとともに、乳児養育費を支給します。
- こども家庭センターを設置するとともに、子育ての情報提供、相談、指導、支援等を行います。
- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めるため、保育士の研修の充実を図るとともに、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めます。
- 医療機関、近隣市町と連携し、病児保育の充実に努めます。
- 障がい者の自立促進と地域定着のため、障害福祉サービスの確保に努めるとともに、既存事業や運営について関係機関で協議する場を設けることを検討します
- 結婚を希望する男女を支援する結婚支援員の育成に努めます。

- 結婚サポーター等と連携し、出会いのきっかけとなる各種イベント等の実施を促進します。
- 子ども園の統合により遠距離通園となった園児のため、通園バスの購入や運行等の支援を行います。
- 各子ども園において、照明のLED化を図ります。

表 2-1 (1) 園児数の推移 (4月1日現在) (町調査)

単位：人

保育施設 (定員)		H23	H24	H25	H26	H27
岩館子ども園	(20)	15	13	16	16	-
観海子ども園	(60)	39	36	37	36	-
八森子ども園	(45)	26	30	25	24	-
八森子ども園 (新)	(80)	-	-	-	79	65
沢目子ども園	(80)	53	50	52	58	46
塙川子ども園	(60)	39	34	32	30	25
計	(245)	172	163	162	164	136

保育施設 (定員)		H28	H29	H30	R元	R2
岩館子ども園	-	-	-	-	-	-
観海子ども園	-	-	-	-	-	-
八森子ども園	-	-	-	-	-	-
八森子ども園 (新)	(80)	75	59	58	58	56
沢目子ども園	(80)	43	40	36	32	37
塙川子ども園	(60)	19	21	20	18	23
峰浜ポンポコ子ども園 (新)	(80)	-	-	-	-	62
計	(160)	137	120	114	108	116

保育施設 (定員)		R3	R4	R5	R6	R7
岩館子ども園	-	-	-	-	-	-
観海子ども園	-	-	-	-	-	-
八森子ども園	-	-	-	-	-	-
八森子ども園 (新)	(80)	56	49	48	39	36
沢目子ども園	-	-	-	-	-	-
塙川子ども園	-	-	-	-	-	-
峰浜ポンポコ子ども園 (新)	(80)	63	56	53	53	42
計	(160)	119	105	101	92	78

※八森子ども園 (新) の平成26年数値については、開園時の11月4日時点に記載。定員の合計については平成27年4月1日を、合計の平成26年数値には平成26年4月1日を基準日としている。

※峰浜ポンポコ子ども園 (新) の令和2年数値については、開園時の10月5日時点に記載。定員の合計については令和3年4月1日を、合計の令和2年数値には令和2年4月1日を基準日としている。

[保育施設の建築年次等]

□八森子ども園

平成26年建築、木造平屋建て

□峰浜ポンポコ子ども園

令和2年建築、木造平屋建て

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム 老人福祉センター その他			
	(2) 介護老人保健施設			
	(3) 児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設			
	(4) 認定こども園	●子ども園通園バス購入事業	八峰町	
		●八森子ども園LED更新事業	八峰町	
	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	●保健センター改修工事（LED化含む）	八峰町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
(9) その他				

4 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設においては児童数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。

現峰浜地区子ども園については、他の公共施設への転用のほか、公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要がなければ安全管理の面からも計画的に解体することとします。

保健・福祉施設においては人口減少に伴う利用需要の変化や地区の実情を考慮して施設のあり方を検討します。

第8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

医療需要の多様化・高度化に対応しつつ、町民が身近に安心して医療を受けられるような医療体制の充実を促進します。

1 現況と問題点

(1) 医療の確保

町内の医療機関は、峰浜地区に町営診療所及び町営歯科診療所があり、八森地区には町が運営を医療法人に委託しているハタハタの町診療所と民間の歯科医院1箇所があります。町営診療所や町営歯科診療所については、過去に医師不在により休止していた期間もあり、地域医療の確保については今後も医師確保が課題となっています。

また、町営診療所、町営歯科診療所及びハタハタの町診療所の建物については経年劣化による老朽化が進んでおり、大規模改修が必要となっています。

利用者については、高齢化により診療所への交通手段が課題となっていますが、現在、町営診療所では専用の巡回バスにより患者の送迎を行っているほか、ハタハタの町診療所でも患者の送迎を行い、利用者の利便性の向上を図っています。

その他の医療については、町内に小児科医院はなく、ほとんどの乳幼児は能代市内の医療機関を利用しています。救急医療体制は、八峰消防署の救急車を利用し、主として能代市内の救急病院に搬送しており、また2次医療圏域の基幹病院として、能代厚生医療センターと能代山本医師会病院、JCH O秋田病院は中心的な役割を果たしています。

2 その対策

(1) 医療の確保

- 町営診療所等においては診療機器の充実を図るとともに、利用者の安全確保の観点から施設の改修を実施するほか、施設照明のLED化を図ります。
- 救急医療、小児科医療、その他専門的で高度な医療については、2次医療圏である能代市内の医療機関を受診し、必要十分な医療を受けることができるよう、関係医療機関との連携を強化します。
- 救急車を適切に利用できるよう住民に知識の普及を図るとともに、消防署との連携強化に努めます。
- 地域医療や救急医療、災害時の医療確保など、各種医療体制の充実を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所	●町営診療所・歯科診療所改修工事事業(LED化含む)	八峰町	
		●町営診療所・歯科診療所機器等整備事業(LED化含む)	八峰町	
		●ハタハタの町診療所改修工事事業(LED化含む)	八峰町	
	巡回診療車(船) 患者輸送車(艇) その他			
	(2) 特定診療所に 係る診療施設 病院 診療所 巡回診療車(船) その他			
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
(4) その他				

4 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保のための施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。また、人口減少に伴う、利用需要の変化や地区の実情を考慮して施設のあり方を検討します。

第9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

郷土愛を持ち、自ら主体的、創造的に社会の変化に対応できる力と思いやりの心を持つ、たくましい人間に育つよう教育を進めるとともに、将来、国際社会に生きる日本人として、必要な資質と自覚を持った八峰町の子ども の育成を推進します。

社会教育については、公民館活動を中心に子どもから高齢者にわたる各種の生涯学習活動を実施し、子どもたちに様々な体験学習の場を提供し、多方面にわたって「興味」「関心」「意欲」を持ちながら、心豊かに成長してくれることを願い、各種行事の推進を図っていきます。

(2) 公立小中学校の整備等教育施設・環境等の整備

学校施設の維持管理に努め、特色ある教育活動を展開できるよう教育環境の充実に努めるとともに、スクールバスの運行形態についても検討します。

また、グローバル社会に対応した外国語教育の推進、ICT活用による情報活用能力の育成、児童生徒の特性等に応じたきめ細かな指導、健全な心身の育成を図ります。

(3) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

町民一人ひとりが生涯を通じて、学ぶ喜び、ふれあう楽しさを感じられる環境づくりを目指して、ライフサイクルに応じた各種学習機会の充実、推進体制の強化を推進し、さらに、図書利用の向上を図るために図書館管理システムの整備を実施、町民の自主的・自発的な学習活動への支援を行います。

また、町に関係する偉人の読書の履歴を「偉人の書庫」として施設整備し、読書の啓発を進めます。

小規模な高齢化集落が増加している中で、心豊かで笑顔の絶えないコミュニティの形成を図るため、町民の主体的な参加・運営によるコミュニティ活動を推進します。

また、コミュニティ活動の拠点施設の整備・充実並びに活動の場の充実を図ります。

1 現況と問題点

(1) 公立小中学校の整備等教育施設・環境等の整備

義務教育施設については、これまでも交付金等を活用しながら整備を進めてきましたが、人口減少や少子化に伴う児童数及び生徒数の減少は著しく、平成28年3月末をもって、埴川小学校については水沢小学校と統合し峰浜小学校に、八森中学校については、峰浜中学校と統合し八峰中学校となりました。

義務教育については、小中連携した教育と学力向上、健康で心豊かな人間性の育成、国際化、情報化に対応できる人間に育つための教育の充実、心身の健康の基盤づくりとなる食育の充実が必要となっています。

幼小中連携については、進学に伴う環境変化への適応困難から、不登校や学習不振、生活の乱れなどが生じる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の問題があり、これを解消していく必要があります。

国際化が進むなかで、国際共通語である英語が占める役割が大きくなっています。小学校低学年から英語に慣れ親しみ、中学校や高校ではコミュニケーション能力を育成するとともに、外国の文化に対する理解を持った人材の育成に努める必要があります。

同時に、教育の現場においても高度化する情報通信技術（ICT）への対応や、教職員が行う事務処理の負担軽減も求められています。これらの教育ICTについては、町内小中学校へ配置した指導用、教育用パソコンによって校内ネットワークを形成し、タブレット端末や電子黒板の導入等の整備を行ったほか、校務支援システムを導入しました。これにより、児童生徒は最新の情報技術に触れるとともに、ICTを活用した授業の深化による学力の向上が見られたほか、校務支援システムの導入による教職員の事務処理の効率性及び正確性の向上が図られました。今後もICT環境の整備や授業の研究を推進する必要があります。

また、児童生徒はそれぞれ能力・適正、興味・関心、性格等が異なるため、児童の発達の過程などを適確にとらえ、児童生徒の特性や問題点について十分に配慮して、適切な教育課程を編成する必要があります。発達障がいのある児童生徒については特別支援学級を設置するとともに特別支援教育支援員を配置し、適切な教育指導を図っていく必要があります。

体力の向上については、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身につけ、心身を鍛えるための指導の充実を図るとともに心身の健康保持増進の指導、食育の推進や安全に関する指導を行う必要があります。また、町立学校給食共同調理場に施設の老朽化が見られることから、今後改修や設備の更新等を実施する必要があります。

このほか、幼児教育の充実も課題となっており、英語に慣れ親しむことのできる環境づくりや、ICT環境の整備などを行う必要があります。

（2）図書館その他の社会教育施設等の整備等

道徳教育の一つとして学校図書を整備を推進していくとともに、峰栄館とファガスの図書ネットワークを構築するために図書館管理システムを整備し、その環境整備に努めていきます。図書室の整備については、平成21年度にファガスは2階から1階ロビーに移設し、峰栄館は1階ロビーに「こども図書館」を設置して主に幼児・児童図書の専用コーナーを設けました。今後は、より一層の図書の充実と環境整備が課題となっています。また、これらの図書室から離れた集落に住み、交通手段を持たない町民等のため、移動図書館等の充実を図りました。

一方で、これらの施設を有し、峰浜地区、八森地区の社会教育施設の拠点である峰栄館とファガスは、設備や機器が老朽化していることから、その更新が課題となっています。

図書館整備のほか、地域の力による安全な学校づくりとして、ボランティアによるスクールガードや地域見守り隊活動を実施しているほか、公民館を

利用した各種生涯学習講座や体育館を利用した各種町民スポーツ大会の開催など、地域コミュニティ活動に学校施設等を活用しています。

また、秋田県が建設し、八峰町が指定管理者となって平成19年7月にオープンした「あきた白神体験センター」が、体験活動や教育旅行の拠点施設としてさらに充実していくため、関係施設の整備に努めます。

近年の人々の価値観の多様化を受けて、地域への愛着心や人間関係が希薄になってきており、地域の活力低下が懸念されています。このため、コミュニティ活動の一層の活性化が求められており、町民の自主的な活動を促しながら、活動の支援と施設の充実などに努めていくことが重要になっています。

2 その対策

(1) 公立小中学校の整備等教育施設・環境等の整備

- 教育内容の高度化、指導方法の多様化等に対応するため、視聴覚機器、情報関連機器、教材、教具の計画的な更新と充実に努めます。
- 低炭素社会と調和した施設整備を検討します。
- 外国語活動に必要な設備を補充していきます。
- 国際教養大学等と連携し、世界各国からの留学生を町に招き、子ども園から中学生まで、毎月授業(英語指導)や交流を深めて、異文化交流やコミュニケーション力の向上に努めます。
- 進学時ギャップの解消対策として、幼小中連携児童生徒交流事業を実施します。
- 発達障がいのある児童生徒については、特別支援学校や特別支援教育コーディネーター等の助言または援助を活用しつつ、特別支援学級を設置するとともに特別支援教育支援員を配置し、適切な教育指導を図ります。
- 心身の健康保持増進の指導、食育の推進や安全に関する指導に努めます。
- 老朽化した学校給食共同調理場について、施設や設備改修等の整備を実施します。
- 幼児教育環境の整備のため、町内子ども園に電子黒板等の設置を図ります。
- 小学校及び中学校の統合により遠距離通学となった児童・生徒のため、スクールバスの購入や運行等の支援を行います。
- 廃校となった学校については、これまで地域の中心施設としての役割を担ってきたことも勘案しながら、様々な利活用の形を検討していきます。
- 各学校や共同調理場等において、照明のLED化を図ります。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

- 社会教育施設等の既存施設については、機能の向上に努めながら、施設の有効利用を図ります。
- 故日沼頼夫博士の図書文庫を「よりお文庫」として施設整備するとともに、図書館管理システムを整備します。

- 移動図書館車等の充実を図ります。
- 峰栄館、ファガス、あきた白神体験センター及び町内体育施設等の整備や照明のLED化を行い、施設の充実を図ります。
- これまで同様、スクールガード及び地域見守り隊活動や生涯学習講座、各種スポーツ大会等を実施し、安全な学校づくりを推進するとともに町民の学習意欲の向上や健康な心身の育成に努めます。
- コミュニティ活動の拠点づくりのため、地区コミュニティセンターなどの施設の整備や改修等を計画的に進めるとともに、施設の利用促進に努めます。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	●学校LED更新事業（八森小学校、峰浜小学校及び八峰中学校）	八峰町	
	屋内運動場			
	へき地集会施設			
	寄宿舎			
	教職員住宅	●スクールバス購入事業（八森小学校、峰浜小学校及び八峰中学校）	八峰町	
	スクールバス・ポート			
	給食施設	●学校給食共同調理場（給食センター）設備更新事業	八峰町	
		●学校給食共同調理場（給食センター）LED更新事業	八峰町	
	その他	●あきた白神体験センターLED更新事業	八峰町	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	●萩ノ台地区コミュニティセンター建設事業	八峰町	
	●防災コミュニティセンター 老朽化した集会所及び消防施設の解体をして、消防機能が付加された集会施設として統合化を図る。	八峰町		

	集会施設			
	体育施設			
	図書館			
	その他			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>●スクールバス運行事業 (八森小学校、峰浜小学校及び八峰中学校)</p> <p>①事業の必要性 公共交通空白地帯に住む児童・生徒や統合等による遠距離通学となった児童・生徒の交通手段確保のため必要である。</p> <p>②具体の事業内容 八森小学校及び峰浜小学校において、遠距離通学者に対してスクールバスを運行する。また、八峰中学校において、公共交通空白地帯に住む通学者に対して、スクールバスを運行する。</p> <p>③事業効果 安全な交通手段の確保に繋がるものであり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	安全な交通手段の確保に繋がるものであり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>●学校 I C T 環境整備事業</p> <p>①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっている。学校で I C T を活用しながら、地域間・学校間で格差のない、豊かな学びを保障する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 小中学校にネットワークおよびハード（電子黒板、1人1台端末等）・ソフト（デジタル教科書、授業支援ソフト、校務支援システム等）を整備する。</p> <p>③事業効果 学校で I C T を活用することにより、他の地域や学校との教育格差をなくすこと、校務支援システムにより教職員の事務処理の効率性及び正確性の向上を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	<p>学校で I C T を活用することにより、他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>●子ども園 I C T 環境整備事業</p> <p>①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっており、I C T 教育の必要性は高まっているが、幼児期は I C T に触れる場が家庭に限定されているため、小学校入学時点で I C T の理解などに開きが見られる。</p> <p>②具体の事業内容 町内の子ども園に電子黒板等を整備し、I C T を活用した幼児教育を実施する。</p> <p>③事業効果 I C T に習熟した人材の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	<p>I C T に習熟した人材の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	(5)その他			

4 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、近年統廃合を進めてきたことにより、現在は小学校2校、中学校1校となったところです。今後も将来の児童生徒や社会環境の変化により、学校の適正規模・適正配置を検討します。

学校給食共同調理場は、老朽化が進んでおり、今後改修の必要性を検討します。

生涯学習施設及びスポーツ・レクリエーション施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議しながら改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあっては、集約化を進めることや他の機能との複合化を含めて検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

第10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落は、農山漁村地域において自治体を形成する根幹であり、町づくりの主人公である住民自らの知恵と結束で組織・運営するコミュニティ組織です。先人から受け継いだ古き良き伝統文化や歴史を継承してきた日本人の心の拠り所であるとともに、美しい風景や食を提供し、安心して暮らせる国土の保全に大きな役割を担っている地域であることから、その維持は重要です。

しかしながら、若者層の流出に伴う人口減少、少子・高齢化の進行に伴い、集落機能や集落活動が低下し、集落の特徴である連帯感や互助精神の希薄化が進んでいます。

それぞれの集落が抱える課題は様々違いがあるものの、高齢化対策や若者の定着、コミュニティ活動の推進などの活性化の取り組みと合わせ、生活基盤の整備・充実を図り生活水準の向上が不可欠となっています。

集落の機能低下や活力低下は過疎地域の活性化・自立に直結することであり、自助・共助・公助の原点に立って集落の維持・発展に努めます。

(2) 集落の再編整備

八森地区においては、海岸線に沿って延びる国道・県道に沿って集落が連続して存在しています。幹線道路から遠く離れた山間地域の集落や地理的に孤立し、極端に人口が減少し集落の維持が極めて困難となっている集落は幸いありません。一方、峰浜地区においては、竹生川・埴川・水沢川などに挟まれた扇状地状の地形条件によって、海岸部から山間部の奥深くまで複雑に集落が点在しています。そのため、大岱・内坂・大野など集落戸数が少なく高齢化が進んでいる集落がありますが、自治会組織の関係では周辺基幹集落に属し、道路・上下水道・冬期間の除雪等の交通確保などインフラ整備は一定水準を保っています。

現在、当町では集落再編（集落移転等）の計画はありませんが、集落の再編にあたっては地域住民と十分協議しなければなりません。

1 現況と問題点

(1) 集落の再編整備

田舎暮らしやふるさと志向の高まりなどから、U・Iターン者や交流人口・関係人口が増加傾向にあります。このような流れの中で、集落にある空き家、公営住宅及び地域活性化住宅を活用した定住者の受け入れやグリーン、ブルーツーリズム活動の展開を通して集落の活性化を推進する必要があります。

また、地域主権時代に対応し、行政と住民の役割分担や協働による地域自治会活動の確立が必要となっています。同時に各自治会が抱える問題の解決にあたっては、自治会が主体となって取り組めるような体制づくりを行い、自治会活動の活性化を図ります。

このほか、手這坂集落は平成12年の春に無人となりましたが、その後平成24年にIターンによる移住により無人状態が解消されました。しかし、依然として各集落においても高齢化や戸数の減少がみられ、集落機能の低下

が懸念されています。本館地区は人口の減少や高齢化により、集落の維持・運営が厳しい環境にあります。地区住民が一体となったグリーンツーリズムを核とした地域づくりを展開しているほか、高齢化の進行によって困難となっている農地の保全や農業生産活動を地域全体で労働力を補完しながら継続しようとする集落営農組織を結成するなど、他に先駆けた小さな集落の活性化の成功事例となっています。

2 その対策

(1) 集落の再編整備

- 元気ムラづくり事業などの秋田県の取り組みと連携しながら、伝統文化の継承活動や身近にある素材・資源を活用したミニビジネスづくりなどの集落活性化の取り組みを支援、推進します。
- グリーンツーリズム活動などの推進により、交流人口を増やし集落の活性化を図ります。
- 自治会やNPO等が自らの創意と工夫に基づき行う、地域の活性化に資する取り組みを支援します。
- 集落が抱える課題や問題点を把握し、集落の活性化に向けた取り組みを支援するため、人口減少や高齢化等で集落機能が著しく低下している集落において、地域おこし協力隊などの受け入れや集落支援員制度の活用を検討します。
- 空き家、公営住宅及び地域活性化住宅の建築、改修をすることにより、定住・移住者の増加を促進し、集落の活力向上による活性化を図ります。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 定住促進団地	地域活性化住宅整備事業	八峰町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	(3) その他			

4 公共施設等総合管理計画等との整合

集落の整備のための施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

第11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興方針

地域の歴史や伝統文化などを継承するとともに、各種イベントや地域行事などを積極的に支援し、本町独自の文化の創出・育成に努めます。

また、先人が残してくれた史跡に学び、郷土愛を育むため、文化財の保護と活用に努めます。

景観形成については、各地区地域保全グループによる環境美化活動の支援を行います。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

現在本町指定の文化財は有形が5件、無形が2件、記念物が4件ありますが、それらの保護・伝承に努めます。

1 現況と問題点

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

地域の芸術文化活動は芸術文化協会の各団体を中心となり、独自に自主的な活動を行っており、町内の個人的に優れた芸術家の個人展も随時開催しています。一方で、地域の郷土芸能の伝承者が年々減っており、後継者（青年層、成人層）の確保が急務となっています。また、これらの芸術文化の範囲は多岐にわたりますが、新たなグループ化は進んでおらず、既存団体の一部は会員の固定化、高齢化が進んでおり、活性化のための方策が求められています。

文化財の保護・保存、活用については、町内の旧跡、史跡等への標柱設置など環境整備を行っています。また、これまで収集した民具、漁具、農具、埋蔵文化財の一部は旧岩子小学校に一時保管していますが、同施設を遊休施設の有効活用として社会福祉法人に貸与していることもあり、別の施設等に移動するとともに資料として展示できないか検討する必要があります。

2 その対策

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

- 絵画、写真展、映画上映、音楽鑑賞会等を開催し、社会教育施設（ファガス、峰栄館）の有効活用を図ります。
- 優れた芸術文化活動に触れる機会の提供に努めるなど、町民の芸術文化に対する意識に刺激を与え、芸術文化団体のリーダーの育成と組織の強化充実に努めます。
- 後世に残すべき文化財について文化財保護協会と連携し、調査研究を行い、保護・活用に努めます。
- 文化財資料や公文書の保管場所として、文化財等保存施設の整備に努めます。
- 地域の郷土芸能の保存活動、後継者確保対策の取り組みを支援します。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設			
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	(3) その他			

4 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等のための施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

近年、地球を取り巻く環境問題は深刻さを増し、全国的に環境保全の機運が高まっており、太陽光や陸上・洋上風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用しようという動きが活発になっています。

地域の特性に応じた省エネルギーの促進並びに風力、太陽光、森林資源など再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地域新電力会社など関連産業の誘致に努めます。

1 現況と問題点

本町においては、「地域新エネルギービジョン」、「地域省エネルギービジョン」を策定し、エネルギーや地球環境問題に着目した地域振興策を進めており、その一環として、役場庁舎や八森子ども園に、環境にやさしい地中熱ヒートポンプ空調機を導入するとともに、災害時に避難場所となる、役場庁舎、小・中学校校舎等には太陽光パネル及び蓄電池の整備を図っています。また、森林整備により二酸化炭素削減に寄与するJ-VER制度などソフト事業にも取り組むなど、新エネルギーの導入促進及び省エネルギーへの意識高揚を図り、恵まれた自然と調和のとれたまちづくりの推進に努めています。

2 その対策

(1) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

- ア 公共施設等への再生可能エネルギーの先導的導入を積極的に行います。
- イ 庁用車のクリーンエネルギー自動車化を計画的に推進します。

(2) エネルギーの地産地消の推進

- ア 町民に対し、新エネルギー・省エネルギーに関する啓発活動を積極的に展開し、町全体で新エネルギーの導入と省エネルギー活動を推進します。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギーを利用するための施設・設備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			

4 公共施設等総合管理計画等との整合性

公共施設の大規模改修時、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。また、公共施設の除却をした跡地の活用に再生可能エネルギーの導入を検討します。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 持続的発展の方針

過疎地域の持続的発展を図るためには、なにより生活の糧を得るための生産基盤の確立とともに、そこに住む人々が誇りと愛着を持って暮らすことができる生活基盤が備わっていることが不可欠です。これに加えて、人づくりとまちづくりへの住民参加が欠かせないものとなります。

行政と住民の対話に基づく協働のまちづくり、健全な財政運営に基づく過疎対策の推進などを基本としながら、過疎地域の持続的発展を推進します。

(2) 広域連携の方針

生活に必要な都市機能において一定の集積がある能代市と、住民生活等において能代市と密接な関係を有する八峰町、三種町、藤里町の3町が、定住の受け皿として「定住自立圏」を形成し、互いに連携・協力することにより住民の生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図るとともに、定住を促進します。このほか、秋田県や県内各市町村及び他の地方公共団体等との連携や協働に努めながら、各種施策を実行していきます。

(3) 人材育成の方針

経験と知識に裏付けられた人材、独自性を発揮し斬新かつ発想力に富む人材、協働意識のあふれる人材など、様々な能力に長けた人材パワーの確保と育成を図ります。

(4) 自然エネルギー導入の方針

地球温暖化防止、循環型社会の形成、自然環境の保全を目指し、環境配慮に向けた先進的な取り組みを展開するため、新エネルギーや省エネルギーシステムの積極的な導入と啓発・学習効果による住民意識の高揚を図ります。

1 現況と問題点

(1) 広域連携

本町では、平成27年12月25日に中心市である能代市との定住自立圏協定を締結しました。今後は同じく定住自立圏を構成する三種町や藤里町とともに、具体的な施策を実行する必要があります。

(2) 人材育成

本町の基幹産業である農林漁業に止まらず、様々な分野で人材の確保と育成を図る必要があります。

(3) 自然エネルギー導入

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は今や世界的な課題であり、その対策としてクリーンエネルギーの導入や省エネルギーの実践、省エネルギー技術の導入が重要となってきています。

このようなグローバルな課題を地域から貢献するため、新エネルギーや省エネルギーシステムの積極的な導入と啓発・学習効果による住民意識の高揚を図り、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。

2 その対策

(1) 広域連携

- 中心市である能代市のほか、三種町・藤里町とともに、各政策分野における役割分担を行い、施策の連携を図ります。

(2) 人材育成

- 各種の講演会や研修会への参加機会を広く町民に提供し、人材の育成に努めます。

(3) 自然エネルギー導入

- 自然エネルギーシステムの積極的な導入と、啓発・学習効果による住民意識の高揚を図り、環境への負担が少ない循環型社会の構築を目指します。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 広域連携			
	(2) 人材育成			
	(3) 自然エネルギー利用施設			

4 公共施設等総合管理計画等との整合性

その他地域の持続的発展に関し必要な事項のための施設については、利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取り組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。また、民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	●住まいづくり応援事業	<p>①事業の必要性 住宅の新築及び省エネ等リフォーム工事等を行う子育て世帯や支え合い世帯等が安全・安心で快適な生活が営めるよう総合的な支援が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 新築、省エネ等リフォーム、耐震改修や空き家購入など、住宅整備に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
2 産業の振興	●公共施設解体事業	<p>①事業の必要性 本町は昭和50年から公共施設等への集中的な投資を行ってきたことから今後これらの施設が一斉に更新時期を迎える。不要となった施設については、老朽化等による倒壊等を未然に防ぎ地域の安心安全を確保するため解体・撤去する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 公共施設等総合管理計画に基づき老朽化による損傷が激しく転用等の見込みがない施設については解体・撤去する。</p> <p>③事業の効果 施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に亘り過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>④対象施設 母谷山レクリエーション施設トイレ及び休憩所、農村</p>	八峰町	施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に亘り過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		広場（ミニ公園）トイレ、 溪流観察館、御所の台ふれ あいパーク内の公衆トイレ 及び野外音楽堂、木工体験 館、動植物観察館、消防団 器具置場等		
3 地域における 情報化	●学校 I C T 環境整備事業	①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情 報を収集・取捨選択し、分 析し、考える力が必要とな っている。学校で I C Tを 活用しながら、地域間・学 校間で格差のない、豊かな 学びを保障する必要がある。 ②具体の事業内容 小中学校にネットワーク およびハード（電子黒板、 1人1台端末等）・ソフト （デジタル教科書、授業支 援ソフト、校務支援システ ム等）を整備する。 ③事業効果 学校で I C Tを活用する ことにより、他の地域や 学校との教育格差をなく すこと、校務支援システ ムにより教職員の事務処 理の効率性及び正確性の 向上を図り、将来にわた り過疎地域の持続的発展 に資する事業である。	八峰町	学校で I C Tを活 用するこ とによ り、他の 地域や学 校との教 育格差を なくすこ とがで き、将来 にわたり 過疎地域 の持続的 発展に資 する事業 である。
	●子ども園 I C T環境整備 事業	①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情 報を収集・取捨選択し、分 析し、考える力が必要とな っており、I C T教育の必 要性は高まっているが、幼 児期は I C Tに触れる場 が家庭に限定されている ため、小学校入学時点で I C Tの理解などに開きが 見られる。 ②具体の事業内容 町内の子ども園に電子黒 板等を整備し、I C Tを活 用した幼児教育を実施す る。 ③事業効果 I C Tに習熟した人材の 育成が図られるため、将来 にわたり過疎地域の持続的 発展に資する事業である。	八峰町	I C Tに 習熟した 人材の育 成が図ら れるため、 将来にわ たり過疎 地域の持 続的発展 に資する 事業であ る。

4 公通施設の整備・交通手段の確保	●橋梁補修事業	<p>①事業の必要性 本町の橋りょうの多くは昭和40年代に建設され、老朽化が進行していることから、平成23年度に損傷頻度による修繕順位を管理する橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、その中で橋梁点検調査については5年毎に実施することとしている。</p> <p>②具体の事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検調査により橋りょうの現状を把握し、計画及び修繕順位の見直し、損傷箇所等の修繕・撤去を行う。</p> <p>③事業効果 効率的・効果的な維持管理が実現され、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	効率的・効果的な維持管理が実現され、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	●町道補修事業	<p>①事業の必要性 本町では近年の厳しい財政状況から、道路等の施設については事業費の大きい事後的な修繕・架替から予防的な修繕・架替へと計画の転換を推進している。平成25年度に策定した公共土木施設維持管理の「基本方針」と「実施計画」に基づき、劣化が進行する前に補修を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 損傷箇所に対して維持管理計画に基づいた予防保全工事を実施する。</p> <p>③事業効果 施設の延命化が図られ、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されことにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	施設の延命化が図られ、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されことにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	●八峰白神ジオパーク推進事業	<p>①事業の必要性 各種ツーリズムの確立などソフトの充実による交流機会や交流人口の確保が課題</p>	八峰白神ジオパーク推進協議会	本町独自の体験観光や総合的のツーリ

		<p>となっている。</p> <p>②具体の事業内容 八峰白神ジオパーク推進協議会の活動に対し、町が支援を行う。</p> <p>③事業効果 本町独自の体験観光や総合的ツーリズムの確立により、交流機会と交流人口の増加にともなう地域の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		<p>ズムの確立により、交流機会と交流人口の増加にともなう地域の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	●八峰町道路長寿命化計画策定事業	<p>①事業の必要性 町道路線については職員による日々の巡回や町民からの連絡を元に優先順位を設定し、予防保全や改良を行ってきたが、限られた予算の中で効率的な維持管理を実施していくためにも、より客観的な数値に基づいた順位付けが重要となっている。</p> <p>②具体の事業内容 全ての町道路線について路面性状調査を実施し、長寿命化計画を策定する。</p> <p>③事業効果 長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	<p>長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	●八峰町橋梁長寿命化計画策定事業	<p>①事業の必要性 町道橋梁については職員による日々の巡回や町民からの連絡を元に優先順位を設定し、予防保全や改良を行ってきたが、限られた予算の中で効率的な維持管理を実施していくためにも、より客観的な数値に基づいた順位付けが重要となっている。</p>	八峰町	<p>長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策</p>

		<p>②具体的な事業内容 町道橋梁について行った定期点検により得られた情報を元に、長寿命化計画を策定する。</p> <p>③事業効果 長期計画に基づく事業費の平準化と効率的な維持管理が図られることから、交通安全対策と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		と災害に強いまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	●公共施設解体事業	<p>①事業の必要性 本町は昭和50年から公共施設等への集中的な投資を行ってきたことから今後これらの施設が一斉に更新時期を迎える。不要となった施設については、老朽化等による倒壊等を未然に防ぎ地域の安心安全を確保するため解体・撤去する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 公共施設等総合管理計画に基づき老朽化による損傷が激しく転用等の見込みがない施設については解体・撤去する。</p> <p>③事業の効果 施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりの推進に繋がることから、将来に亘り過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>④対象施設 母谷山レクリエーション施設トイレ及び休憩所、農村広場（ミニ公園）トイレ、溪流観察館、御所の台ふれあいパーク内の公衆トイレ及び野外音楽堂、木工体験館、動植物観察館、消防団器具置場等</p>	八峰町	施設周辺の安全が保たれ、安心して暮らせるまちづくりが推進されることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	●住まいづくり応援事業	<p>①事業の必要性 住宅の新築及び省エネ等リフォーム工事等を行う子育て世帯や支え合い世帯等が安全・安心で快適な生活が</p>	八峰町	町民が安全に安心して暮らせる生活環境づく

		<p>営めるよう総合的な支援が必要である。</p> <p>②具体の事業内容 新築、省エネ等リフォーム、耐震改修や空き家購入など、住宅整備に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		<p>りを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	●安全安心なまちづくり推進事業	<p>①事業の必要性 高齢化と人口減少に伴う空き家の増加に加え、近年道路に面した塀や樹木の管理が課題となっている。</p> <p>②具体の事業内容 危険な空き家の除却、ブロック塀等の除却又は改修、樹木の伐採に対して補助金を交付する。</p> <p>③事業の効果 町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	<p>町民が安全に安心して暮らせる生活環境づくりを推進することにより、定住人口の確保を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	●浄化センターストックマネジメント策定事業	<p>①事業の必要性 沢目地区浄化センター及び八森浄化センターの老朽化に伴い、維持管理を効果的かつ効率的に実施するための計画が必要。</p> <p>②具体の事業内容 浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画に基づいた設備更新を行う。</p> <p>③事業の効果 老朽化した設備の更新により維持管理経費が低減されるとともに、長期計画に基づいた整備の実施により経営の安定化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事</p>	八峰町	

		業である。		
	●簡易水道アセットマネジメント策定事業	<p>①事業の必要性 沢目地区簡易水道及び八森地区簡易水道の老朽化に伴う更新需要の増大に対し、効率的に更新するための計画が必要。</p> <p>②具体の事業内容 沢目地区簡易水道及び八森地区簡易水道のストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた更新を行う。</p> <p>③事業の効果 老朽化した設備の更新により維持管理経費が低減されるとともに、長期計画に基づいた整備の実施により経営の安定化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
7 医療の確保				
8 教育の振興	●スクールバス運行事業(八森小学校、峰浜小学校及び八峰中学校)	<p>①事業の必要性 公共交通空白地帯に住む児童・生徒や統合等による遠距離通学となった児童・生徒の交通手段確保のため必要である。</p> <p>②具体の事業内容 八森小学校及び峰浜小学校において、遠距離通学者に対してスクールバスを運行する。また、八峰中学校において、公共交通空白地帯に住む通学者に対して、スクールバスを運行する。</p> <p>③事業効果 安全な交通手段の確保に繋がるものであり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	八峰町	安全な交通手段の確保に繋がるものであり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	●学校ICT環境整備事業	<p>①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっている。学校でICTを活用しながら、地域間・学校間で格差のない、豊かな</p>	八峰町	学校でICTを活用することにより、他の地域や学校との教

		<p>学びを保障する必要がある。</p> <p>②具体の事業内容 小中学校にネットワークおよびハード（電子黒板、1人1台端末等）・ソフト（デジタル教科書、授業支援ソフト、校務支援システム等）を整備する。</p> <p>③事業効果 学校でICTを活用することにより、他の地域や学校との教育格差をなくすこと、校務支援システムにより教職員の事務処理の効率性及び正確性の向上を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		<p>育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>●子ども園ICT環境整備事業</p>	<p>①事業の必要性 情報社会の進展に伴い、情報を収集・取捨選択し、分析し、考える力が必要となっており、ICT教育の必要性は高まっているが、幼児期はICTに触れる場が家庭に限定されているため、小学校入学時点でICTの理解などに開きが見られる。</p> <p>②具体の事業内容 町内の子ども園に電子黒板等を整備し、ICTを活用した幼児教育を実施する。</p> <p>③事業効果 ICTに習熟した人材の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>八峰町</p>	<p>ICTに習熟した人材の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
9 集落の整備				
10 地域文化の振興				
11 再生可能エネルギーの利用の推進				
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				